



第 4 次
さいたま市
防犯のまちづくり
推進計画

令和6年3月
さいたま市

第4次さいたま市防犯のまちづくり推進計画

目次

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 第1章 計画策定にあたって | 1 |
| 計画策定の目的と枠組 | 3 |
| 第2章 本市における犯罪の現状と課題 | 5 |
| 1 地勢と人口・世帯の動向 | 7 |
| 2 犯罪の発生状況 | 10 |
| 3 犯罪の種類 | 14 |
| 4 犯罪の発生場所 | 17 |
| 5 犯罪被害の状況 | 22 |
| 6 近年注目される犯罪動向等 | 28 |
| 7 今後の課題 | 35 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 39 |
| 1 基本理念と基本方針 | 41 |
| 2 計画の方向性 | 43 |
| 第4章 施策体系と取組 | 45 |
| 1 計画における重点項目 | 47 |
| 2 施策体系 | 51 |
| 3 施策取組 | 54 |
| 第5章 計画の推進 | 73 |
| 1 推進体制 | 75 |
| 2 計画の進捗評価と見直し | 77 |
| 参考資料 | 79 |
| 1 計画策定の経過 | 81 |
| 2 さいたま市防犯のまちづくり推進条例 | 82 |
| 3 防犯の視点を取り入れた環境の整備に関する指針について | 83 |

第1章

計画策定にあたって

計画策定の目的と枠組

計画策定の目的と枠組

(1) 計画策定の背景と目的

本市では、犯罪のない安心して暮らせる安全な社会の実現を目指して、平成18年（2006年）3月に「さいたま市防犯のまちづくり推進条例（以下「推進条例」という。）」を制定し、防犯のまちづくりの基本理念を定めました。さらに、この条例に基づき、平成21年（2009年）3月に「さいたま市防犯のまちづくり推進計画」を策定し、安全で安心な住みよい地域社会の実現に向けて、各施策を積極的に推進してまいりました。

本市における刑法犯認知件数は、平成16年（2004年）に過去最高となる34,613件を記録しました。平成17年（2005年）以降は徐々に減少し、平成30年（2018年）には10,560件となり、「第2次さいたま市防犯のまちづくり推進計画」の成果指標として定めた「計画期間満了時12,440件以下」という目標を達成しました。さらに、令和4年（2022年）には7,113件となり、ピークの約5分の1近くにまで減少しました。

しかしながら、依然として自転車盗、侵入窃盗、車上ねらいなど、市民に身近なところで犯罪が多く発生しており、令和5年（2023年）2月には、市内の小学校などにおいて、切断された猫の死骸が相次いで発見されるという事件も発生しました。また、手口を変えた特殊詐欺、資金獲得を狙う暴力団の活動などもなくなっておりません。さらに、令和2年（2020年）及び3年（2021年）における刑法犯認知件数の減少は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による外出自粛要請により、市民等の行動様式が変化したことが少なくない影響をもたらしたと考えられます。他方では、高齢化の進行、一人暮らし世帯の増加等により、犯罪に狙われやすい人や世帯が増加しており、地域社会の人間関係の希薄化や、地域活動参加者の高齢化等により、地域社会の防犯力の低下も懸念されています。

このような状況の中、「第3次さいたま市防犯のまちづくり推進計画（以下「第3次計画」という。）」は、刑法犯認知件数の大幅な減少を達成し、令和5年度（2023年度）に計画期間が終了します。そこで、第3次計画の施策を引き継ぐとともに、現在直面している課題に対応し、犯罪を発生させにくい地域環境づくりを一層前進させることを目的として、「第4次さいたま市防犯のまちづくり推進計画（以下「第4次計画」という。）」を策定します。第4次計画は、市、市民、事業者、警察等が連携・協力しながら防犯のまちづくりを推進していくための共通の基盤となるものです。

刑法犯認知件数とは

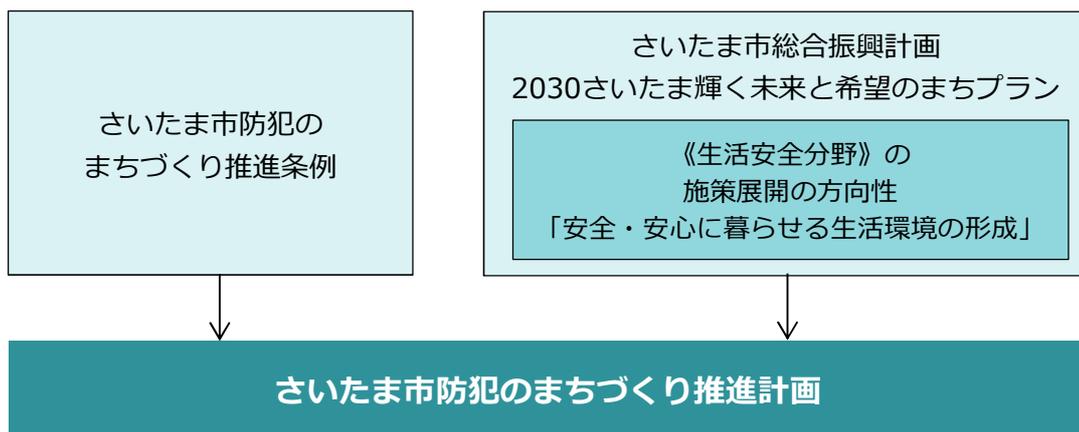
刑法犯認知件数とは「刑法」に規定された犯罪（交通事故によるものを除く。）で、警察において被害届、告訴、告発等を受理した件数をいいます。

具体的な内容としては、刑法犯認知件数の多くが窃盗（路上強盗、ひったくり、オートバイ盗、自転車盗、侵入窃盗等）であり、それ以外の刑法犯には、殺人、強盗、放火、不同意性交等、暴行、傷害、脅迫、恐喝等があります。

(2) 計画の位置付け

第4次計画は、推進条例に基づき、市、市民、事業者及び警察等が協働して、犯罪が起こりにくい地域環境づくりを行い、犯罪のない、安全で安心な住みよい地域社会の実現に向けた取組の推進を図るものです。

また、さいたま市総合振興計画の生活安全分野の施策展開の方向性である「安全・安心に暮らせる生活環境の形成」を具体化し、市の将来都市像の実現を図るものです。



(3) 計画の期間

第4次計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5か年とします。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化などにより計画を取り巻く状況が大幅に変化した場合には、必要に応じて見直しを行います。

| | H30 (2018) | R1 (2019) | R2 (2020) | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) | R9 (2027) | R10 (2028) |
|------------------|-------------------|--------------|--------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| 総合振興計画 | 後期基本計画・ 後期実施計画 | | 総合振興計画基本計画 実施計画 | | | | | | | | |
| 防犯のまちづくり 推進計画 | 第2次 計画 | 第3次計画 | | | | 第4次計画 | | | | | |

(4) 計画策定の体制

第4次計画の策定にあたっては、庁内における施策調査を行いました。また、地域で防犯活動を行っている各区の防犯連絡協議会等において意見聴取を行ったほか、パブリック・コメント（意見募集）を実施しました。

また、埼玉県警察及び関係機関の協力のもとにデータを収集、整理し、データに基づいて防犯に関する課題や施策の方向性等を整理しました。

第2章

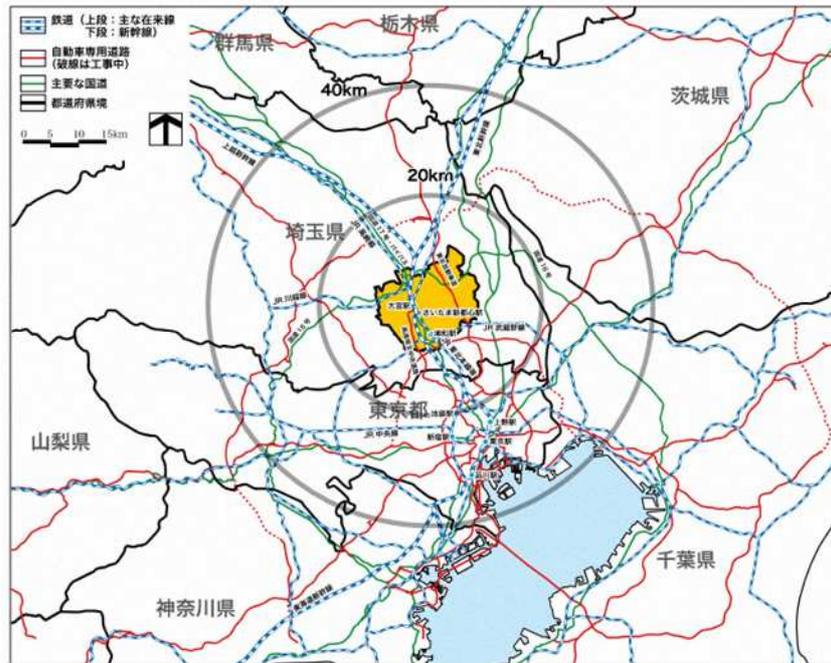
本市における 犯罪の現状と課題

- 1 地勢と人口・世帯の動向
- 2 犯罪の発生状況
- 3 犯罪の種類
- 4 犯罪の発生場所
- 5 犯罪被害の状況
- 6 近年注目される犯罪動向等
- 7 今後の課題

1 | 地勢と人口・世帯の動向

本市は、東京都心部から20～40km圏に位置しています。東京都心部とは複数の鉄道、自動車専用道路、国道等の幹線道路で結ばれており、人の移動も物流も活発です。短時間で多方向に移動ができます。

図表2-1-1 さいたま市の位置図と拡大図



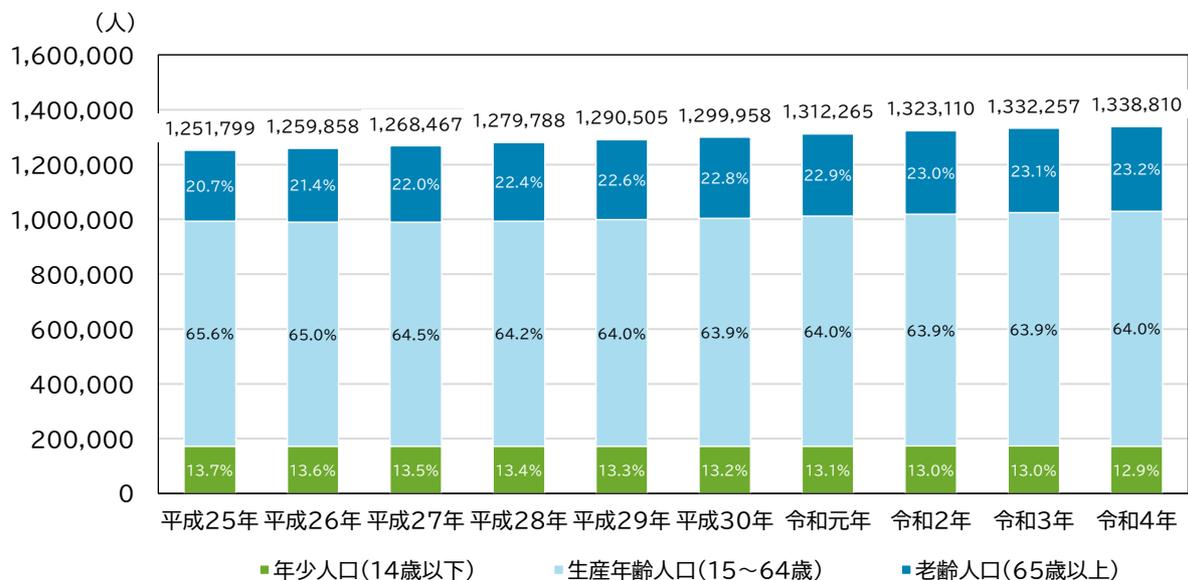
上図の出典：さいたま市都市計画マスタープラン

下図の資料：国土数値情報

全国的に人口減少が進行する中、本市の人口は増加傾向が続いていますが、本市における少子高齢化は着実に進行しています。

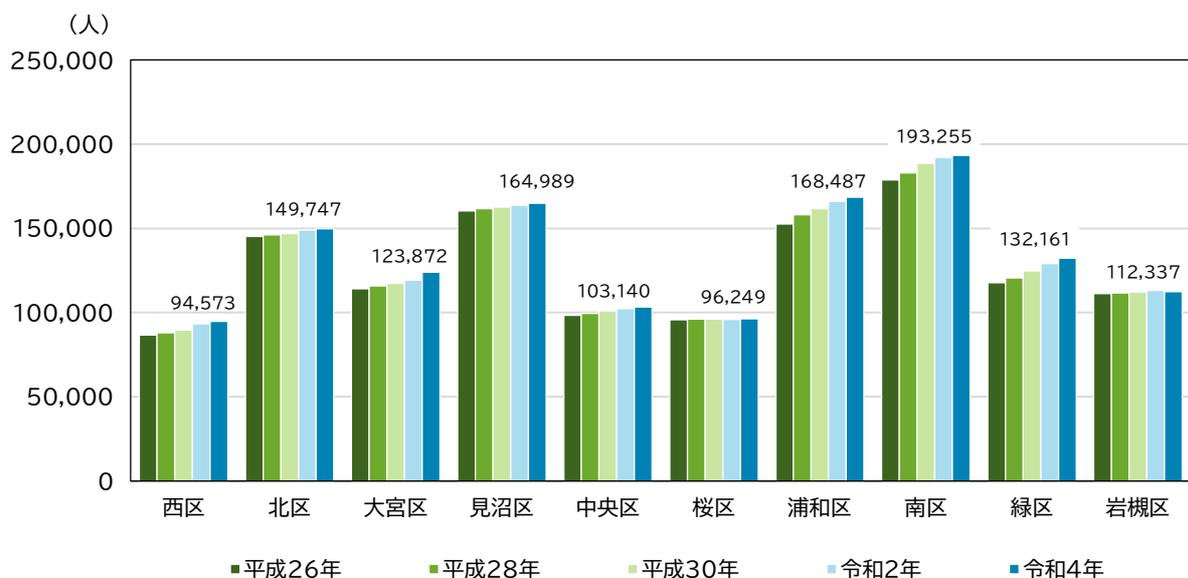
本市各区の人口をみると、浦和区、南区をはじめとして多くの区で増加傾向が続いています。一方、桜区や岩槻区は概ね横ばいで推移しています。

図表 2 - 1 - 2 さいたま市の人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点の人口）

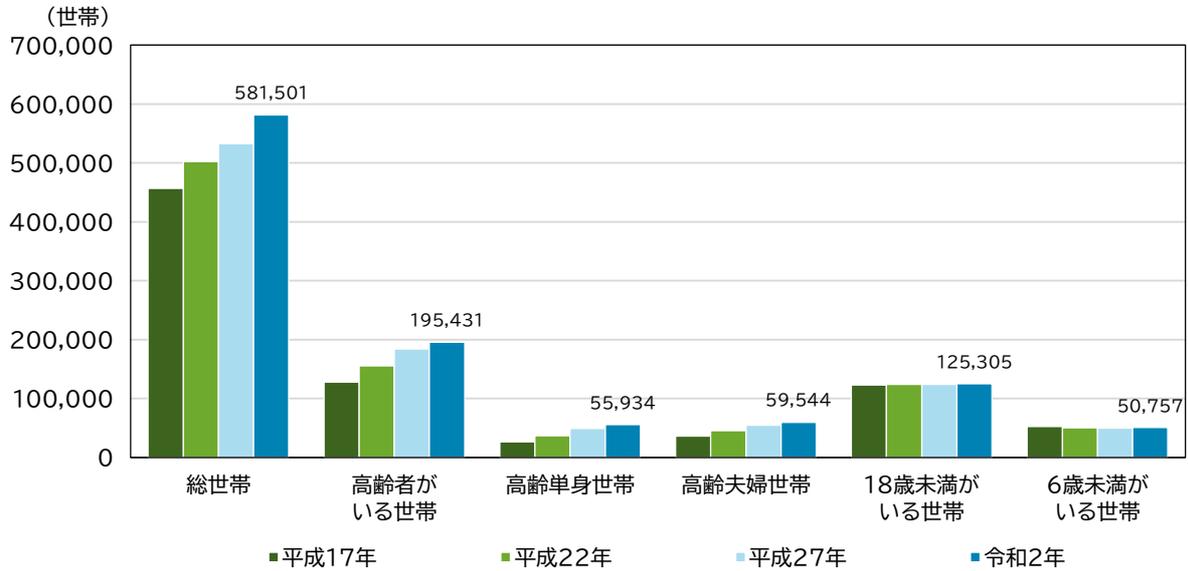
図表 2 - 1 - 3 さいたま市の区別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点の人口）

本市の世帯総数は増加傾向にあります。高齢化の進行に伴って、高齢者のいる世帯も増加しており、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯はそれぞれ増加しています。高齢者や高齢世帯の増加に伴って犯罪企図者が行動しやすい状況が増えている可能性もあると考えられます。

図表 2 - 1 - 4 さいたま市の世帯数の推移



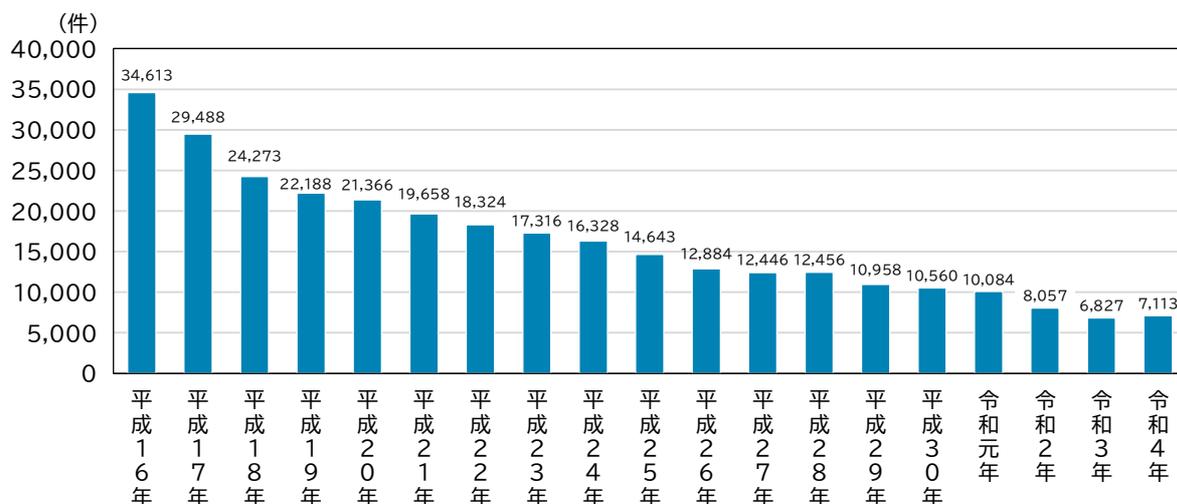
資料：国勢調査

2 | 犯罪の発生状況

(1) 刑法犯認知件数

本市の刑法犯認知件数は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の高まりから、自治会やPTA、地域関係団体等が自主的に防犯パトロールや子どもの見守り活動を行うようになったことなどが要因となり、平成16年をピークに現在まで減少傾向が続いています。令和4年の刑法犯認知件数は7,113件となり、ピーク時の約5分の1程度の水準にまで減少しました。

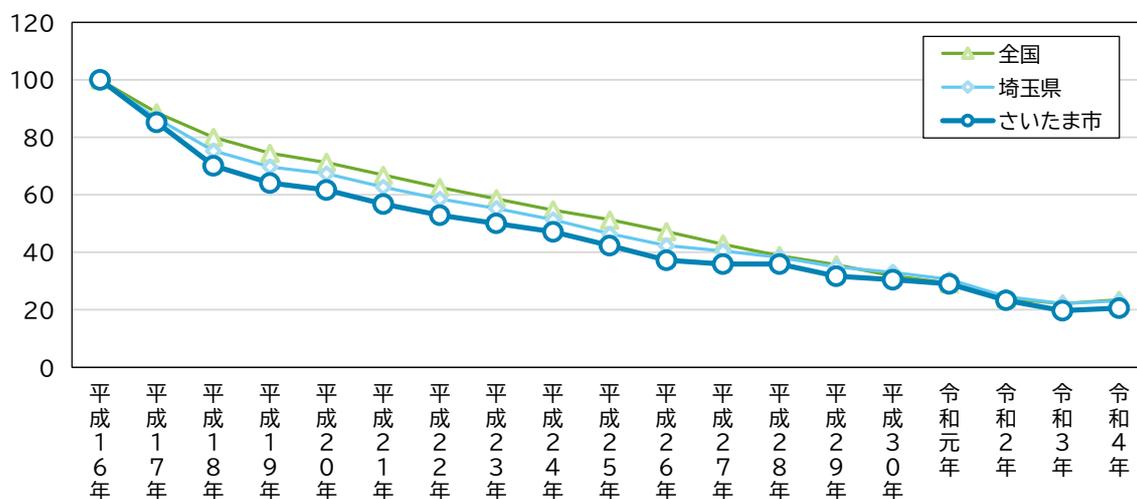
図表2-2-1 さいたま市の刑法犯認知件数の推移（平成16年－令和4年）



資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

刑法犯認知件数は、本市だけではなく、全国、埼玉県でも減少傾向にあります。平成16年の刑法犯認知件数を100とした場合の各年の水準をみると、本市は全国と同じような推移をたどっています。

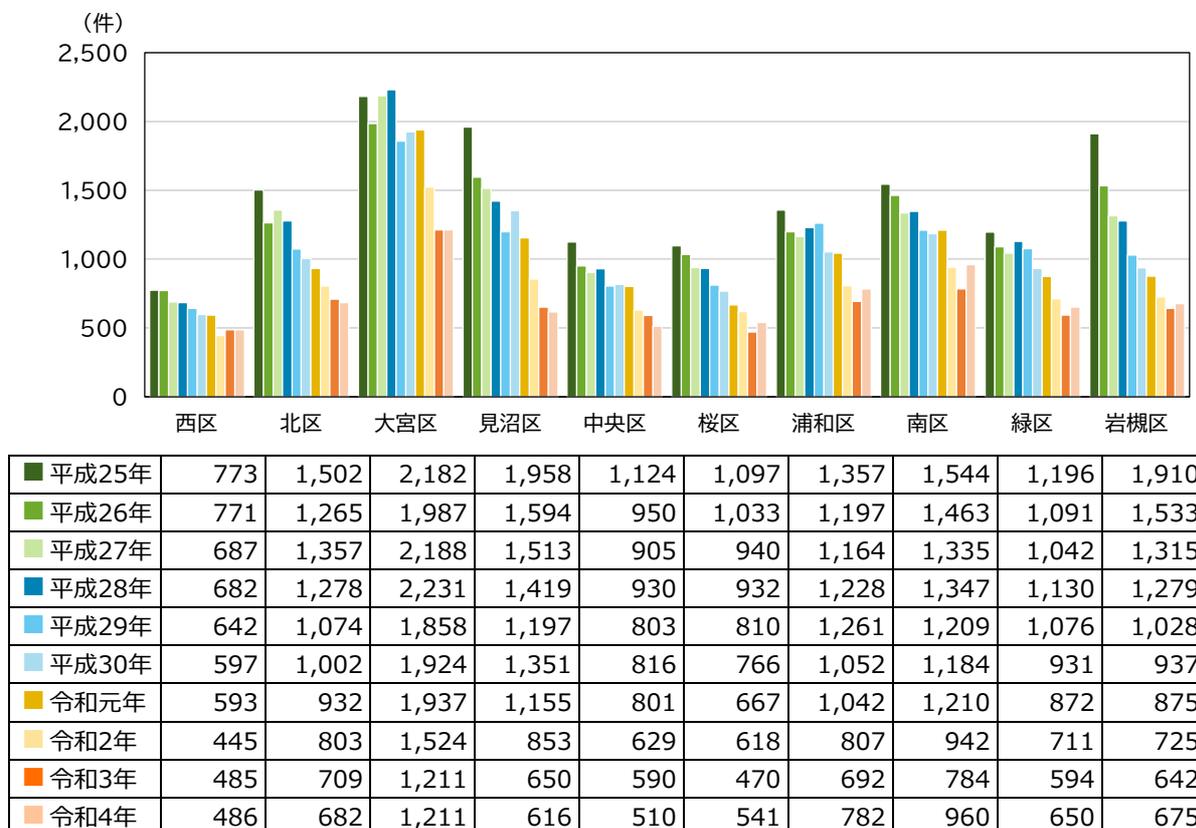
図表2-2-2 刑法犯認知件数の推移（平成16年を100とした場合）



資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

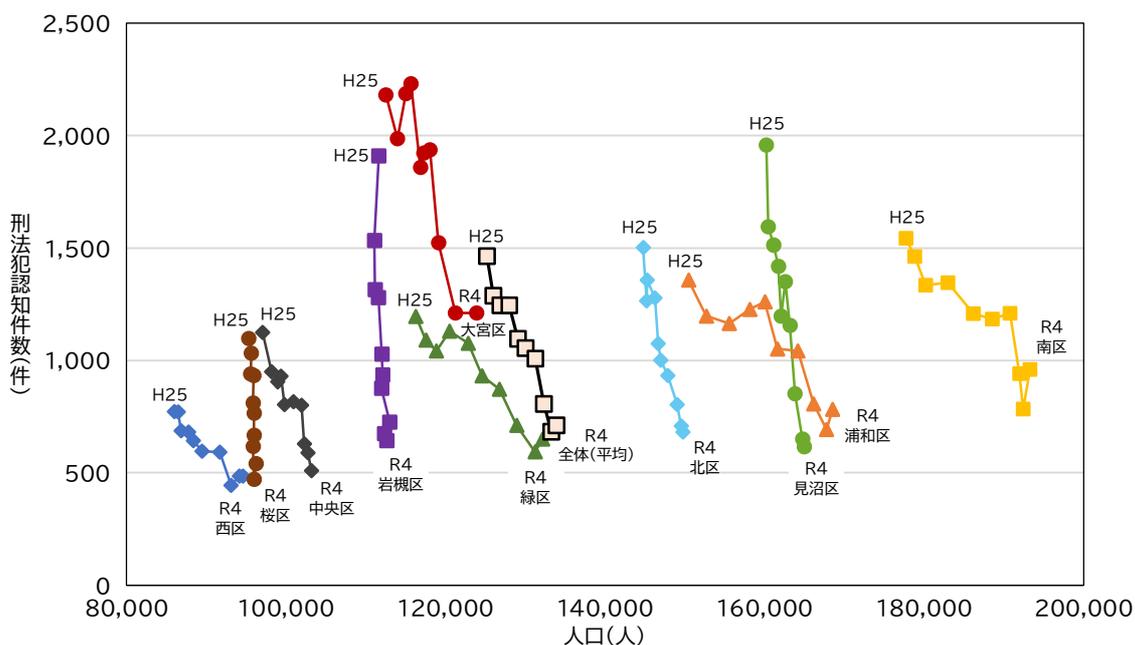
本市の刑法犯認知件数を区別にみると、全区において減少傾向がみられます。ただし、浦和区、南区などは近年、人口増加が顕著であり、その動向とあわせて刑法犯認知件数の減少傾向が頭打ちとなっており、地域差がみられます。

図表 2 - 2 - 3 区別の刑法犯認知件数の推移（平成25年 - 令和4年）



資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

図表 2 - 2 - 4 区別の人口と刑法犯認知件数の推移（平成25年 - 令和4年）



資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

(2) 犯罪率

人口千人当たりの刑法犯認知件数を「犯罪率」といいます。埼玉県は、平成29年が8.67件、令和4年が5.72件となっています。本市の犯罪率は、平成29年が8.49件、令和4年が5.31件となっており、県の水準をわずかに下回っています。各区の犯罪率をみると、令和4年には大宮区、岩槻区の2区で埼玉県的水準を上回っています。中でも大宮区は9.78件と、埼玉県的水準を大幅に上回っています。

大宮区の犯罪率が高いことには、大宮駅周辺に県下有数の繁華街を抱えていることが影響していると考えられます。繁華街は、不特定多数の人・物が集中することで、「被害対象の増加」、「匿名性」、「公共的空間における利用マナー・管理意識の低下」等、特有の環境を持ち、犯罪企図者が行動しやすい状況があります。

図表2-2-5 区別の犯罪率（平成29年・令和4年）

| 区名 | 年 | 刑法犯認知件数 (件) | 人口 (人) | 犯罪率※ | 順位 (低い順) |
|-------|-------|----------------|-----------|-------|-------------|
| 埼玉県 | 平成29年 | 63,383 | 7,307,579 | 8.67 | — |
| | 令和4年 | 41,983 | 7,337,173 | 5.72 | — |
| さいたま市 | 平成29年 | 10,958 | 1,290,505 | 8.49 | — |
| | 令和4年 | 7,113 | 1,338,810 | 5.31 | — |
| 西区 | 平成29年 | 642 | 88,376 | 7.26 | 2位 |
| | 令和4年 | 486 | 94,573 | 5.14 | 7位 |
| 北区 | 平成29年 | 1,074 | 146,632 | 7.32 | 3位 |
| | 令和4年 | 682 | 149,747 | 4.55 | 2位 |
| 大宮区 | 平成29年 | 1,858 | 116,853 | 15.90 | 10位 |
| | 令和4年 | 1,211 | 123,872 | 9.78 | 10位 |
| 見沼区 | 平成29年 | 1,197 | 162,063 | 7.39 | 4位 |
| | 令和4年 | 616 | 164,989 | 3.73 | 1位 |
| 中央区 | 平成29年 | 803 | 99,758 | 8.05 | 6位 |
| | 令和4年 | 510 | 103,140 | 4.94 | 5位 |
| 桜区 | 平成29年 | 810 | 95,872 | 8.45 | 7位 |
| | 令和4年 | 541 | 96,249 | 5.62 | 8位 |
| 浦和区 | 平成29年 | 1,261 | 160,008 | 7.88 | 5位 |
| | 令和4年 | 782 | 168,487 | 4.64 | 3位 |
| 南区 | 平成29年 | 1,209 | 186,121 | 6.50 | 1位 |
| | 令和4年 | 960 | 193,255 | 4.97 | 6位 |
| 緑区 | 平成29年 | 1,076 | 122,820 | 8.76 | 8位 |
| | 令和4年 | 650 | 132,161 | 4.92 | 4位 |
| 岩槻区 | 平成29年 | 1,028 | 112,002 | 9.18 | 9位 |
| | 令和4年 | 675 | 112,337 | 6.01 | 9位 |

※犯罪率：1000人当たり件数。各年10月1日現在の人口（住民基本台帳）から算出
資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

平成29年から令和4年にかけての本市における犯罪率は、37.4%減少しています。なお、九都県市全ての自治体で20%台後半から30%台の減少がみられ、本市の減少率を上回る自治体もあります。

本市における犯罪率の大幅な減少は、様々な要因が考えられますが、これまでに行ってきた防犯の各種取組の成果も一因にあると考えられます。

図表2-2-6 九都県市人口千人当たりの刑法犯認知件数（平成29年・令和4年）

| 自治体名 | 年 | 刑法犯認知件数 (件) | 人口 (人) | 犯罪率※ | 犯罪率の増減率 (平成29-令和4年) |
|-------|-------|----------------|------------|------|------------------------|
| 埼玉県 | 平成29年 | 63,383 | 7,307,579 | 8.67 | -34.0% |
| | 令和4年 | 41,983 | 7,337,173 | 5.72 | |
| さいたま市 | 平成29年 | 10,958 | 1,290,505 | 8.49 | -37.4% |
| | 令和4年 | 7,113 | 1,338,810 | 5.31 | |
| 東京都 | 平成29年 | 125,251 | 13,773,187 | 9.09 | -38.5% |
| | 令和4年 | 78,475 | 14,040,732 | 5.59 | |
| 千葉県 | 平成29年 | 52,974 | 6,255,876 | 8.47 | -38.4% |
| | 令和4年 | 32,728 | 6,275,278 | 5.22 | |
| 千葉市 | 平成29年 | 9,532 | 975,140 | 9.78 | -38.2% |
| | 令和4年 | 5,912 | 978,801 | 6.04 | |
| 神奈川県 | 平成29年 | 53,628 | 9,161,139 | 5.85 | -32.3% |
| | 令和4年 | 36,575 | 9,232,794 | 3.96 | |
| 横浜市 | 平成29年 | 19,769 | 3,733,234 | 5.30 | -28.9% |
| | 令和4年 | 14,203 | 3,771,961 | 3.77 | |
| 川崎市 | 平成29年 | 8,376 | 1,503,690 | 5.57 | -32.0% |
| | 令和4年 | 5,840 | 1,540,890 | 3.79 | |
| 相模原市 | 平成29年 | 4,828 | 722,157 | 6.69 | -33.8% |
| | 令和4年 | 3,216 | 726,559 | 4.43 | |

※犯罪率：1000人当たり件数。各年10月1日現在の人口（住民基本台帳）から算出
資料：各県警察、警視庁。人口は各都県市の実績値（実績値がない場合は推計値）

3 | 犯罪の種類

本市では、刑法犯全体に占める街頭犯罪の割合が36.3%を占めており、全国に比べて高くなっています。特に自転車盗の割合が高く、これが街頭犯罪の割合を押し上げています。

自転車盗のように、市民の身近なところで起こる街頭犯罪が多いことが本市の特徴となっています。

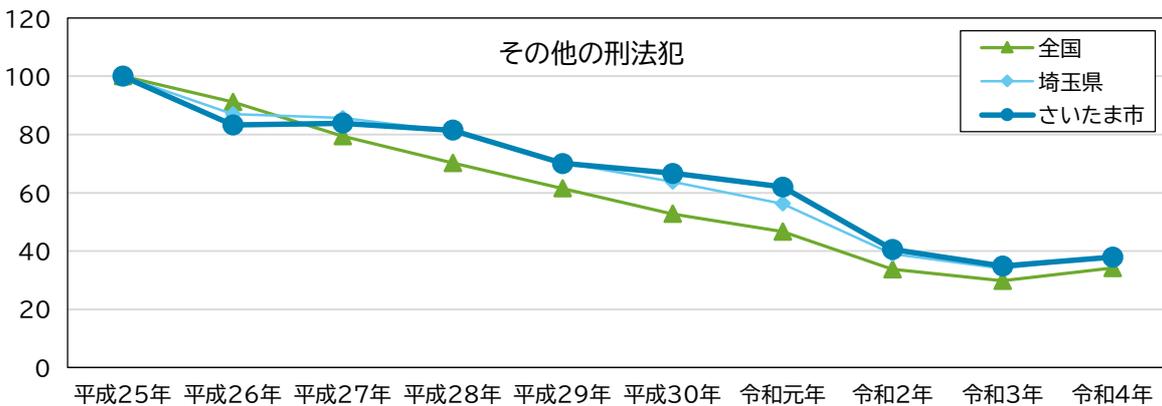
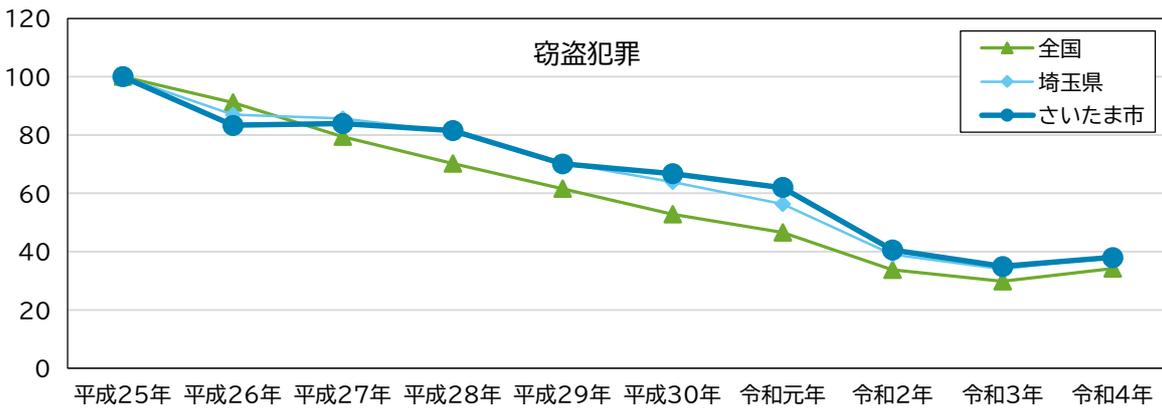
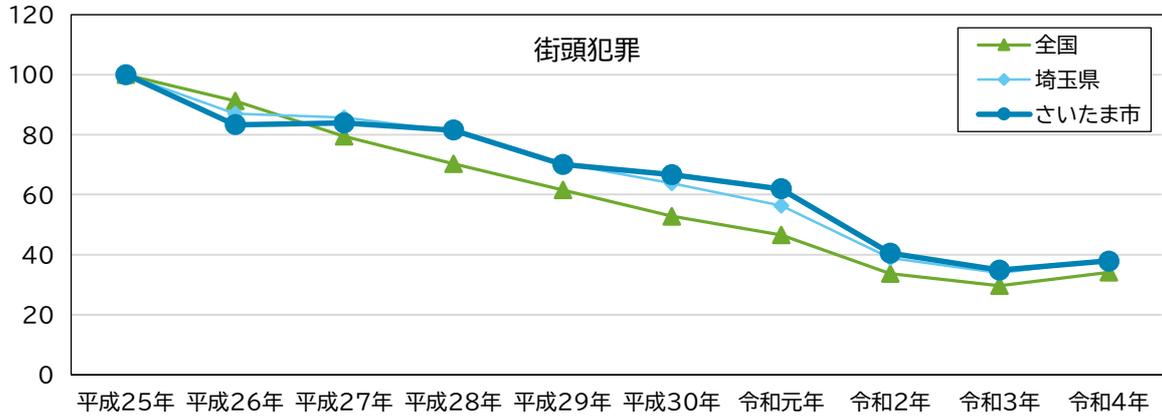
図表 2-3-1 犯罪種別刑法犯認知件数及び割合（令和4年）

| | | 街頭犯罪 | | | | | | | | | 侵入 窃盗 | その他 の刑法 犯※ | 刑法犯 総数 |
|---------------|----|----------|-----------|------------|----------|----------|-----------|-----------|------------|-------|----------|------------------|-----------|
| | | 路上 強盗 | ひった くり | オート バイ盗 | 自転車 盗 | 自動車 盗 | 車上 ねらい | 部品 ねらい | 自販機 ねらい | 小計 | | | |
| 全国 | 割合 | 0.04% | 0.1% | 1.3% | 21.4% | 1.0% | 3.9% | 2.2% | 0.5% | 30.4% | 6.1% | 63.5% | 100.0% |
| 県 | 割合 | 0.04% | 0.2% | 2.1% | 24.7% | 1.4% | 3.5% | 2.8% | 0.7% | 35.5% | 7.3% | 57.2% | 100.0% |
| さい たま 市 | 割合 | 0.1% | 0.2% | 1.5% | 25.2% | 1.3% | 4.3% | 2.5% | 1.2% | 36.3% | 4.5% | 59.2% | 100.0% |
| | 件数 | 6 | 16 | 108 | 1,795 | 92 | 303 | 178 | 84 | 2,582 | 323 | 4,208 | 7,113 |

※その他の刑法犯には、殺人、強盗、放火、強制性交等、暴行、傷害、脅迫、恐喝、強制わいせつ等を含む。
資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

本市及び全国、埼玉県、埼玉県、埼玉県の犯罪種別の刑法犯認知件数の推移をみると、街頭犯罪、窃盗犯罪、その他の刑法犯のいずれにおいても減少傾向がみられます。しかしながら、本市の刑法犯認知件数の減少の推移は、いずれの犯罪種別においても、全国の減少傾向に比べて緩やかであり、一層の対策の推進が重要です。

図表 2 - 3 - 2 犯罪種別の刑法犯認知件数の推移（平成25年を100とした場合）

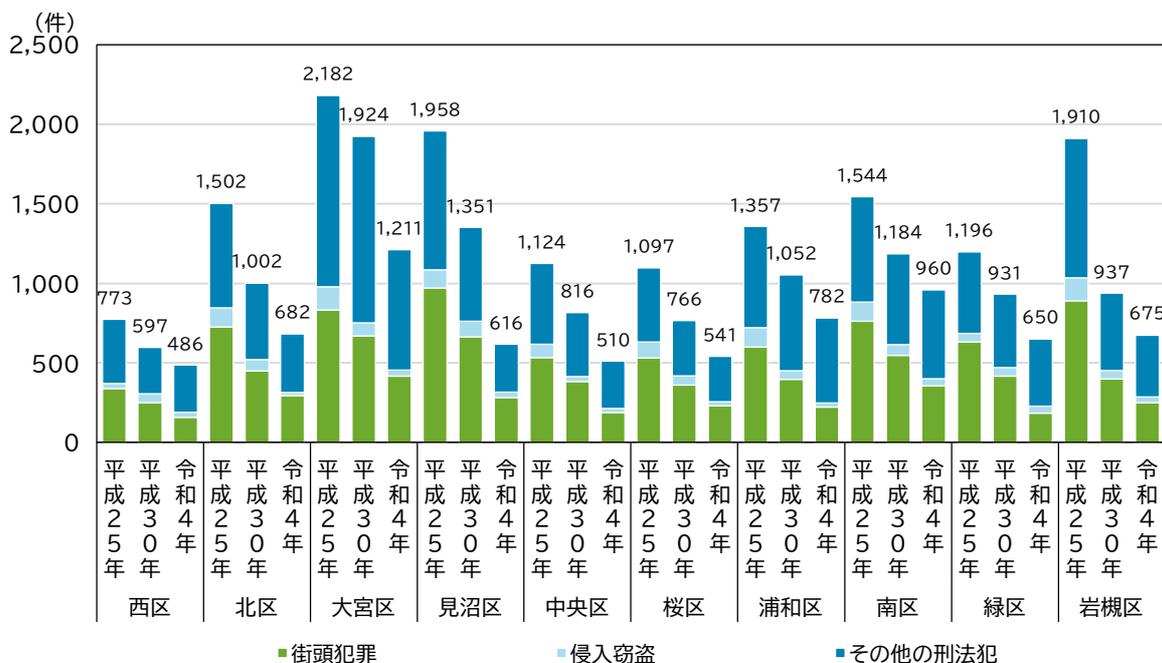


資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

区別の犯罪種別刑法犯認知件数の推移をみると、街頭犯罪、侵入窃盗、その他の刑法犯とも、全ての区で減少傾向にあります。

特に北区、見沼区、中央区、桜区、岩槻区では平成25年から令和4年にかけての刑法犯認知件数が半分以下になっており、大幅な減少がみられます。

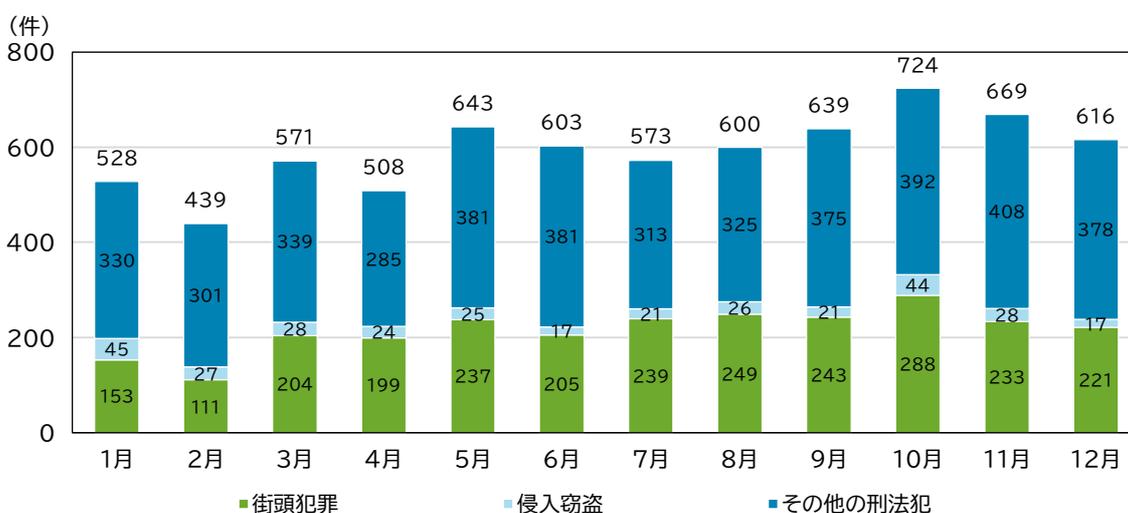
図表2-3-3 区別の犯罪種別刑法犯認知件数の推移



資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

月別の刑法犯認知件数をみると、令和4年には、1月から4月までにおける認知件数が他の月よりも少なくなっています。

図表2-3-4 さいたま市の月別刑法犯認知件数（令和4年）



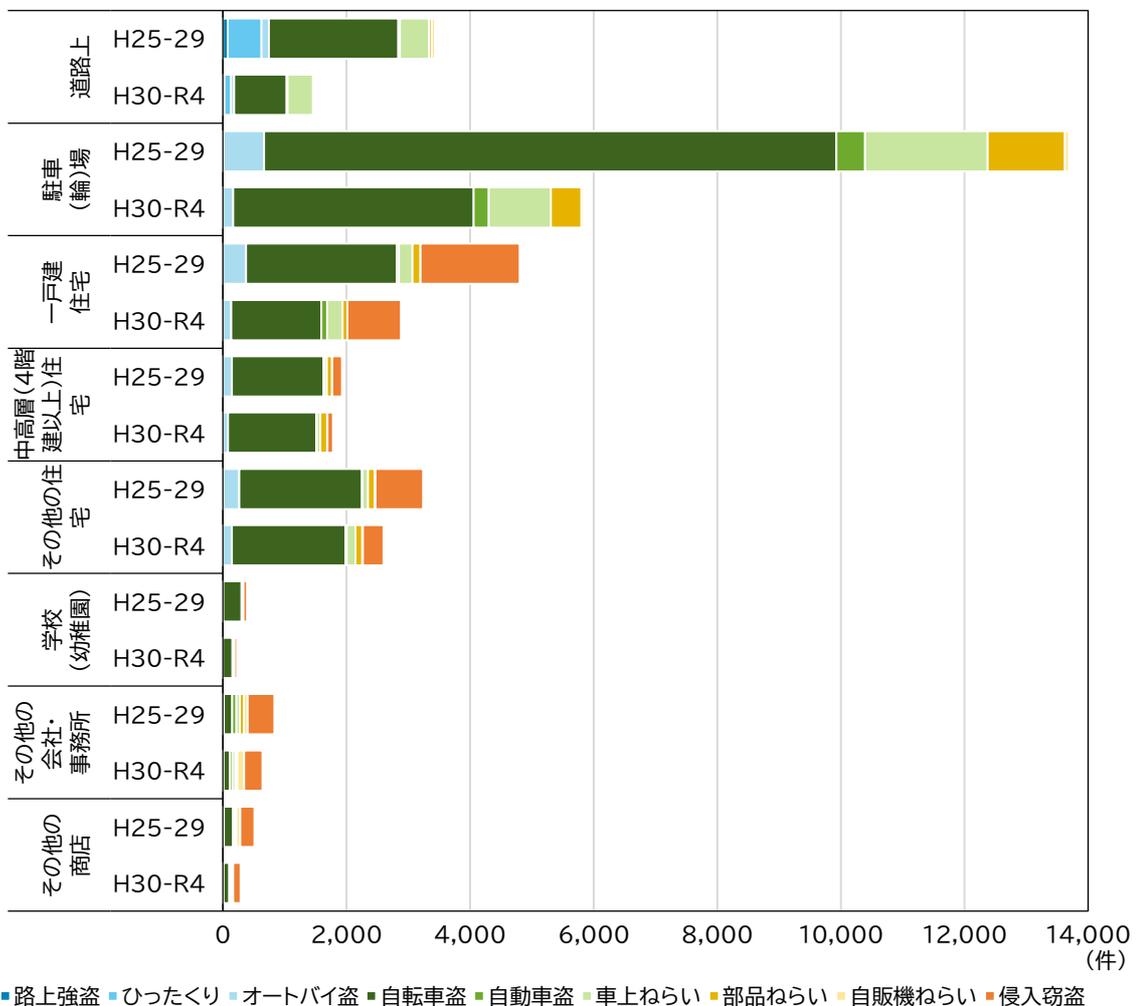
資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

4 | 犯罪の発生場所

犯罪発生場所は犯罪種別と深く関連しています。本市では、犯罪種別として、自転車盗や車上ねらい等が多いため、犯罪発生場所としては駐車（輪）場が際立って多くなっています。なお、自転車盗は道路上や住宅でも多数発生しています。

平成25年から29年までと平成30年から令和4年までの刑法犯認知件数を比べると、道路上及び駐車（輪）場において、刑法犯認知件数が顕著に減少しています。これらの場所における自転車盗の認知件数の大幅な減少が、刑法犯認知件数の大幅な減少につながっています。一方で、他の場所の刑法犯認知件数も減少していますが、自転車盗の認知件数はあまり変化していないことから、刑法犯認知件数全体の減少の阻害要因となっています。

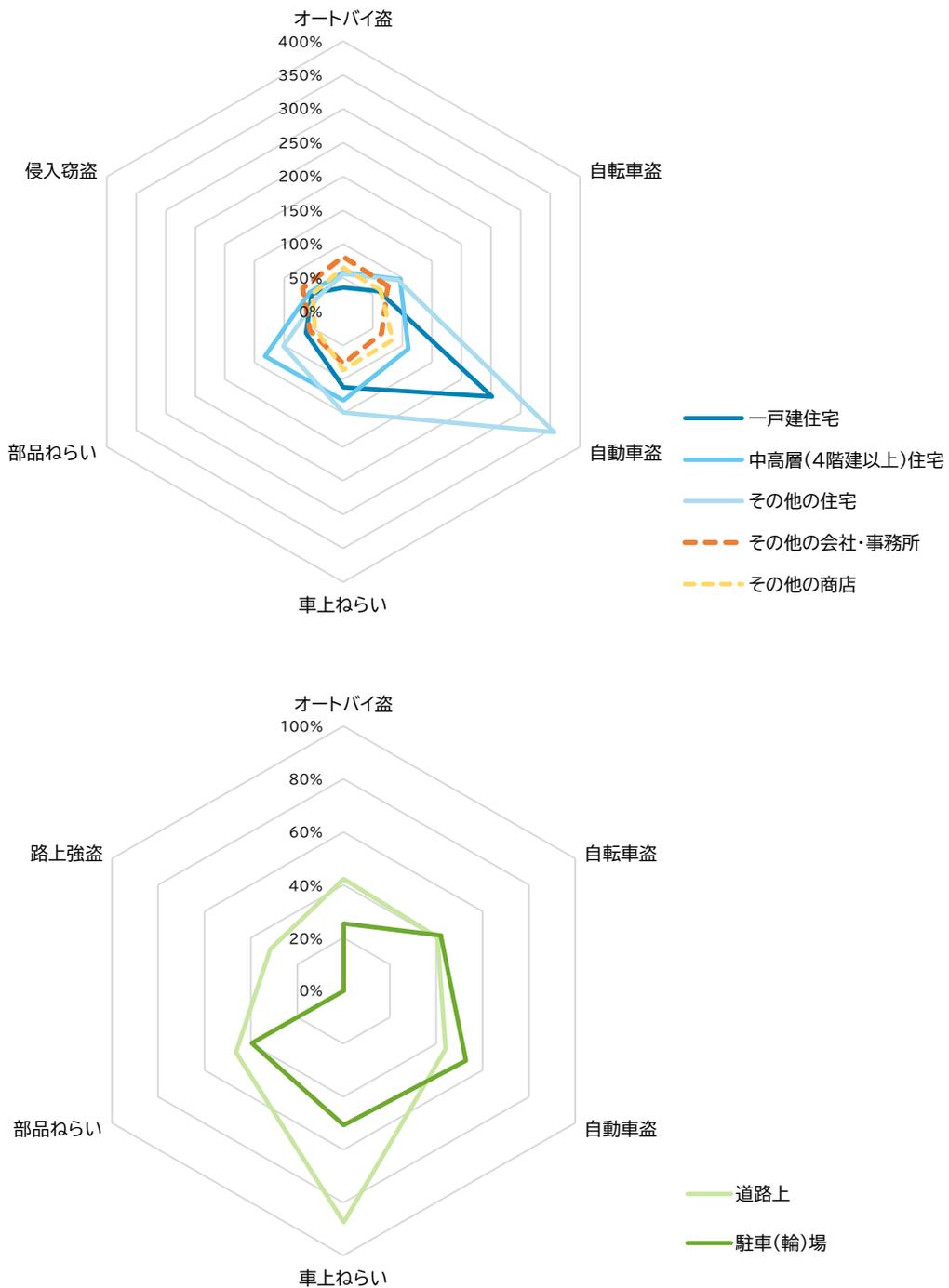
図表2-4-1 さいたま市の犯罪発生場所別刑法犯認知件数
(平成25年-29年計と平成30年-令和4年計)



資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

平成25年から29年までの犯罪種別刑法犯認知件数と比べて、平成30年から令和4年までの認知件数は、全ての場所において、侵入窃盗、オートバイ盗、自転車盗が減少しています。特に侵入窃盗については、その他の会社・事務所を除いて、半数以下に大幅に減少しています。他方、自動車盗については、一戸建住宅などで増加しています。屋外では、道路上、駐車（輪）場ともに、刑法犯認知件数の大幅な減少がみられます。一方で、道路上における車上ねらいの減少率が小幅にとどまっています。

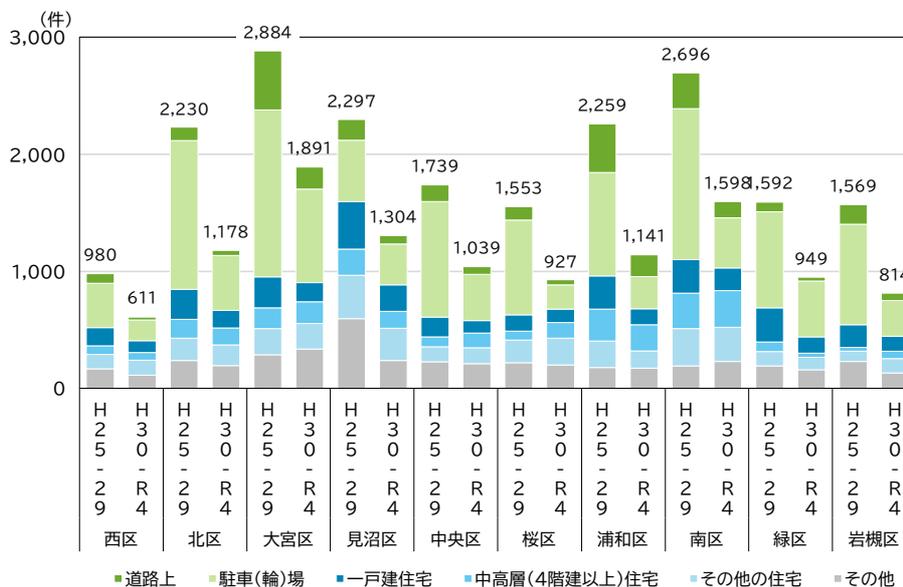
図表2-4-2 さいたま市の犯罪発生場所別の犯罪種別刑法犯認知件数の増減
 (平成25年-29年の合計件数に対する平成30年-令和4年の合計件数の比較)



資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

自転車盗の発生場所をみると、道路上、駐車（輪）場で多く発生しているほか、住宅でも発生しています。住宅での発生については、中高層住宅での発生が多い区、一戸建住宅での発生が多い区に分かれています。平成25年から29年までと、平成30年から令和4年までとを比べると、どの区においても道路上及び駐車（輪）場での認知件数が大幅に減少しています。

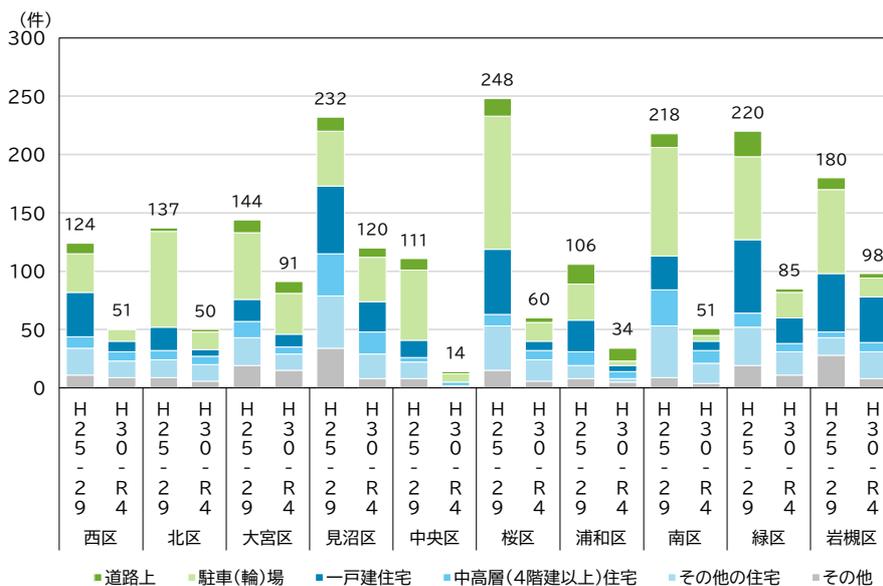
図表2-4-3 区別の自転車盗発生場所



資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

オートバイ盗の発生場所をみると、駐車（輪）場で多く発生しているほか、道路上や住宅でも発生しています。平成25年から29年までと平成30年から令和4年までとを比べると、どの区においても駐車（輪）場での認知件数が大幅に減少しています。また、住宅での発生については、一戸建住宅において、どの区においても顕著な減少がみられます。

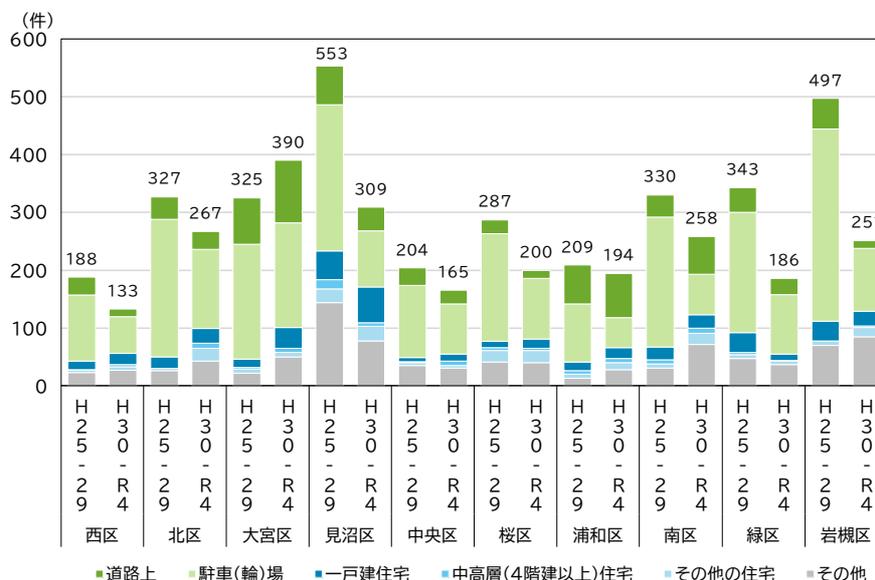
図表2-4-4 区別のオートバイ盗発生場所



資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

車上ねらいの発生場所をみると、駐車（輪）場で多く発生しています。そのほか、道路上や住宅でも発生しています。平成25年から29年までと、平成30年から令和4年までとを比べると、どの区においても駐車（輪）場での認知件数が減少しています。車上ねらいの認知件数の総数でみると、岩槻区において半減するなど、ほぼ全ての区で減少していますが、大宮区は増加しています。

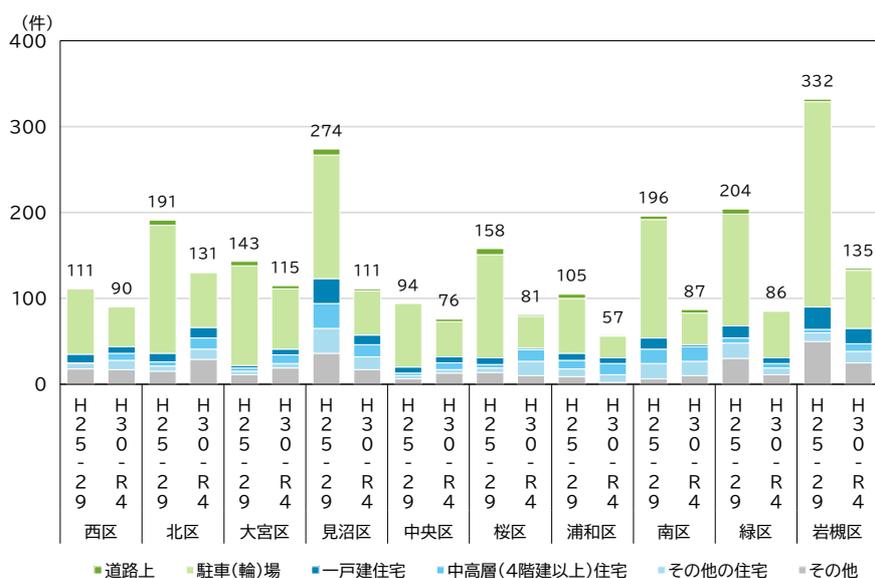
図表2-4-5 区別の車上ねらい発生場所



資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

部品ねらいの発生場所をみると、駐車（輪）場で多く発生しています。このほかでは、住宅でも発生しています。平成25年から29年までと、平成30年から令和4年までとを比べると、全ての区において駐車（輪）場での認知件数が減少しています。一方で、住宅での認知件数は増加している区もあり、減少幅も区によって差があります。

図表2-4-6 区別の部品ねらい発生場所

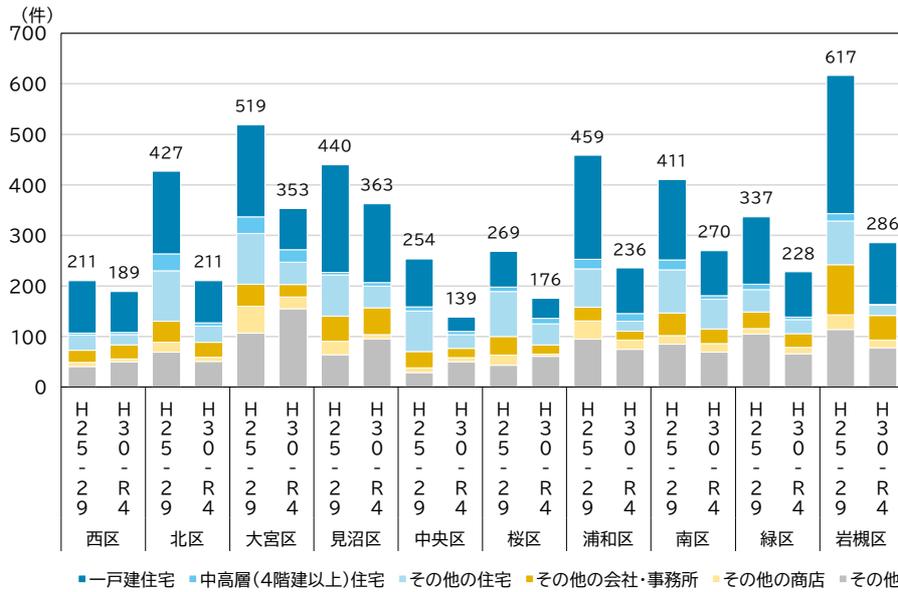


資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

侵入窃盗は、個人宅を狙った「空き巣」、会社等を狙った「事務所荒らし」、「倉庫荒らし」など、様々な種類があります。

侵入窃盗の発生場所は、住宅や会社・事務所、商店等が大半を占めています。平成25年から29年までと、平成30年から令和4年までとを比べると、住宅、会社・事務所、商店ともに減少しており、特に住宅での発生が大幅に減少しています。

図表 2 - 4 - 7 区別の侵入窃盗発生場所



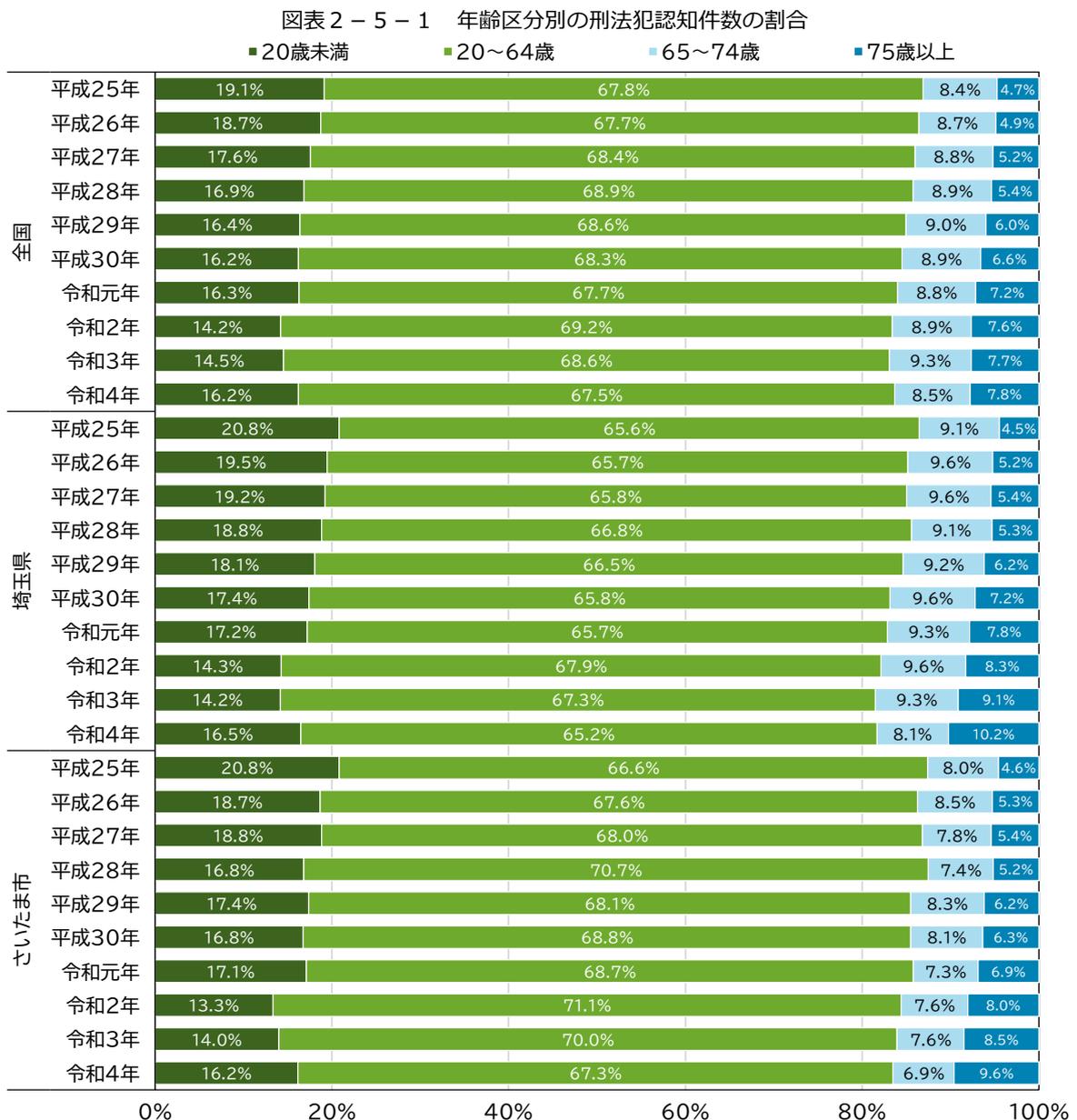
資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

5 | 犯罪被害の状況

(1) 男女年齢区別の犯罪被害

未成年者や高齢者、女性等は犯罪弱者としてしばしば挙げられ、犯罪に狙われやすい属性があります。年齢区別の刑法犯認知件数（法人・団体、被害者なしを除く）をみると、全国、埼玉県、本市ともに、20～64歳が60%台後半から70%程度となっています。この割合は、平成25年から令和4年にかけて大きく変化せず推移しています。一方、20歳未満は減少傾向にあり、65歳以上は増加傾向にあります。

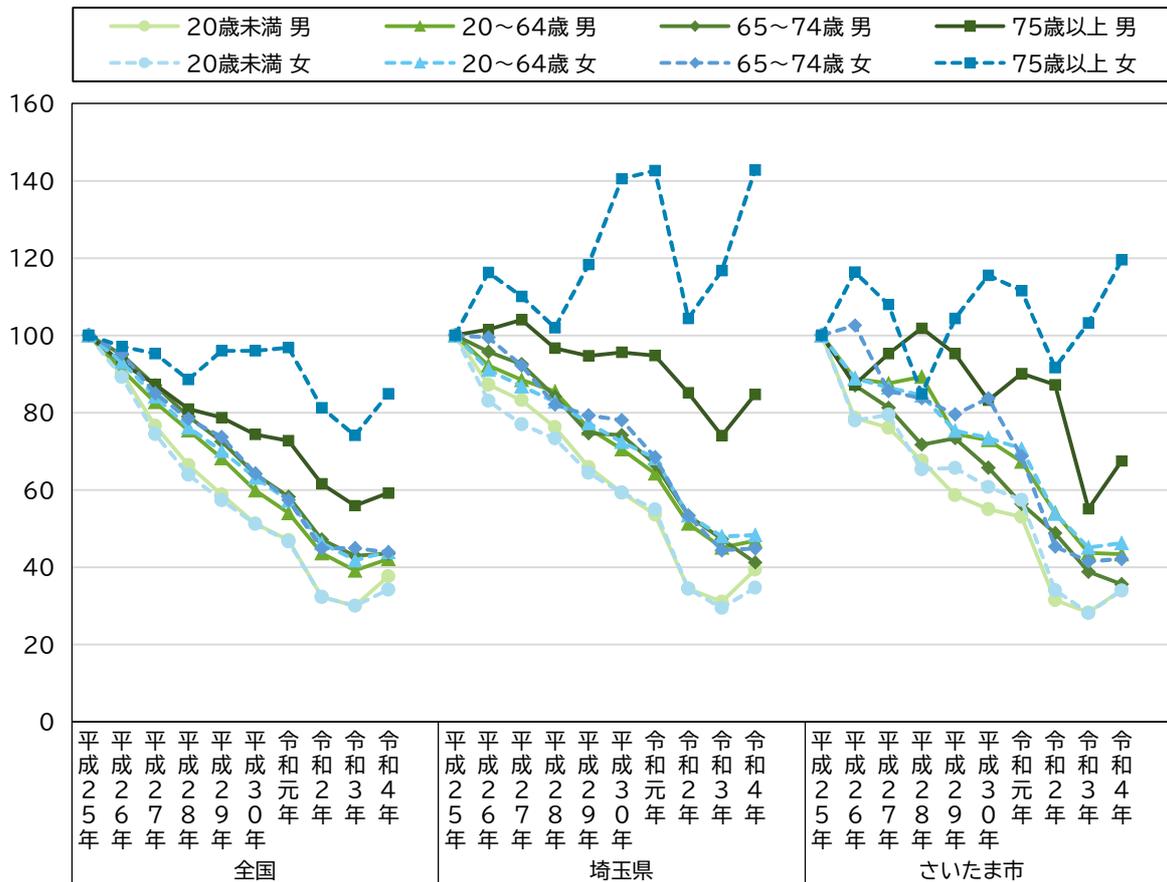
刑法犯認知件数では街頭犯罪の件数が多く、中でも自転車盗の件数が多いことから、偶発性も含めて犯罪に遭いやすい年齢区分は未成年者や高齢者とは限りません。未成年者、高齢者等の犯罪弱者は、特定の属性を狙う犯罪が企図される場合に狙われやすいと見込まれます。



資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料。刑法犯認知件数は法人・団体、被害者なしを除く数を集計

年齢区別に認知件数の増減をみると、本市では75歳未満の各年齢区分の認知件数はいずれも大幅に減少しています。一方、75歳以上の男性は緩やかな減少傾向であり、75歳以上の女性では増加傾向がみられます。全国では、75歳以上の女性が減少傾向となっていることから、本市の75歳以上の女性における認知件数は特徴的な動きをたどっています。

図表2-5-2 年齢区別の刑法犯認知件数の推移（平成25年を100とした場合）



資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

(2) 子ども

20歳未満の刑法犯被害の状況についてみると、平成25年の本市の刑法犯認知件数は2,402件となっています。令和4年の認知件数は818件となっており、平成25年に対して3分の1程度の水準まで減少しています。本市の20歳未満における刑法犯認知件数（被害）は全国及び埼玉県と概ね同様の減少傾向をたどっています。

一方で、本市における、子どもに対する「声かけ事案」※の発生認知件数は、ほぼ横ばいの状況にあります。

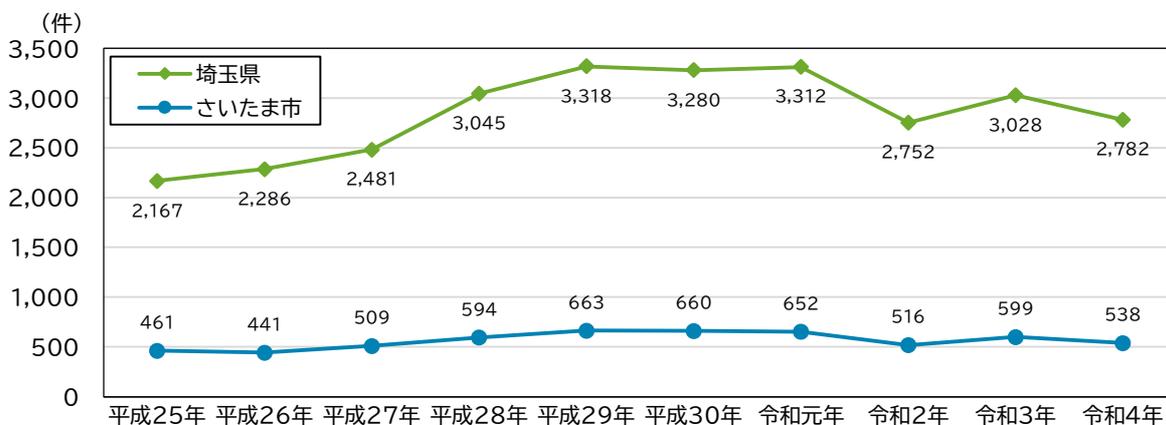
※子どもに対する「声かけ事案」：18歳以下の者に対して、犯罪行為には至らないが、「声をかける」、「手を引く」、「肩に手をかける」、「後をつける」等の行為。略取・誘拐や性的犯罪等の重大な犯罪の前兆として捉えられる。

図表2-5-3 20歳未満の刑法犯認知件数

| | | 平成 25 | 平成 26 | 平成 27 | 平成 28 | 平成 29 | 平成 30 | 令和元 | 令和 2 | 令和 3 | 令和 4 |
|-------|---|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 全国 | 計 | 199,999 (100) | 179,915 (90) | 151,644 (76) | 131,148 (66) | 116,563 (58) | 102,524 (51) | 93,795 (47) | 64,679 (32) | 60,103 (30) | 72,907 (36) |
| | 男 | 129,706 | 117,235 | 99,310 | 86,177 | 76,244 | 66,570 | 61,000 | 41,949 | 38,985 | 48,838 |
| | 女 | 70,293 | 62,680 | 52,334 | 44,971 | 40,319 | 35,954 | 32,795 | 22,730 | 21,118 | 24,069 |
| 埼玉県 | 計 | 13,407 (100) | 11,491 (86) | 10,850 (81) | 10,076 (75) | 8,765 (65) | 7,947 (59) | 7,256 (54) | 4,616 (34) | 4,087 (30) | 5,044 (38) |
| | 男 | 8,485 | 7,404 | 7,061 | 6,469 | 5,594 | 5,028 | 4,552 | 2,921 | 2,638 | 3,338 |
| | 女 | 4,922 | 4,087 | 3,789 | 3,607 | 3,171 | 2,919 | 2,704 | 1,695 | 1,449 | 1,706 |
| さいたま市 | 計 | 2,402 (100) | 1,883 (78) | 1,856 (77) | 1,605 (67) | 1,467 (61) | 1,369 (57) | 1,310 (55) | 778 (32) | 679 (28) | 818 (34) |
| | 男 | 1,571 | 1,235 | 1,196 | 1,062 | 921 | 864 | 833 | 495 | 445 | 536 |
| | 女 | 831 | 648 | 660 | 543 | 546 | 505 | 477 | 283 | 234 | 282 |

資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料。（ ）内は平成25年を100とした場合の値

図表2-5-4 子どもに対する「声かけ事案」発生認知件数の推移（平成25年－令和4年）



資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

(3) 高齢者

65歳以上の高齢者の刑法犯被害の状況についてみると、平成25年の本市の刑法犯認知件数は1,451件となっています。令和4年の認知件数は835件となっており、平成25年の約6割の水準にまで減少しています。本市の65歳以上における刑法犯認知件数（被害）を全国の動向と比較すると、高齢女性の刑法犯認知件数（被害）は全国の減少傾向よりも緩やかな減少となっています。

図表2-5-5 65歳以上の刑法犯認知件数

| | | 平成25 | 平成26 | 平成27 | 平成28 | 平成29 | 平成30 | 令和元 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|-------|---|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 全国 | 計 | 137,138 (100) | 130,305 (95) | 120,710 (88) | 110,766 (81) | 106,747 (78) | 97,870 (71) | 92,127 (67) | 75,514 (55) | 69,973 (51) | 73,225 (53) |
| | 男 | 85,311 (100) | 80,497 (94) | 74,361 (87) | 67,879 (80) | 63,573 (75) | 57,488 (67) | 53,598 (63) | 44,155 (52) | 40,197 (47) | 41,371 (48) |
| | 女 | 51,827 (100) | 49,808 (96) | 46,349 (89) | 42,887 (83) | 43,174 (83) | 40,382 (78) | 38,529 (74) | 31,359 (61) | 29,776 (57) | 31,854 (61) |
| 埼玉県 | 計 | 8,702 (100) | 8,749 (101) | 8,449 (97) | 7,709 (89) | 7,450 (86) | 7,689 (88) | 7,222 (83) | 5,786 (66) | 5,342 (61) | 5,610 (64) |
| | 男 | 5,546 (100) | 5,407 (97) | 5,323 (96) | 4,877 (88) | 4,475 (81) | 4,469 (81) | 4,164 (75) | 3,486 (63) | 3,065 (55) | 3,008 (54) |
| | 女 | 3,156 (100) | 3,342 (106) | 3,126 (99) | 2,832 (90) | 2,975 (94) | 3,220 (102) | 3,058 (97) | 2,300 (73) | 2,277 (72) | 2,602 (82) |
| さいたま市 | 計 | 1,451 (100) | 1,386 (96) | 1,298 (89) | 1,194 (82) | 1,222 (84) | 1,183 (82) | 1,088 (75) | 910 (63) | 778 (54) | 835 (58) |
| | 男 | 887 (100) | 773 (87) | 759 (86) | 719 (81) | 711 (80) | 631 (71) | 593 (67) | 538 (61) | 389 (44) | 403 (45) |
| | 女 | 564 (100) | 613 (109) | 539 (96) | 475 (84) | 511 (91) | 552 (98) | 495 (88) | 372 (66) | 389 (69) | 432 (77) |

資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料。（ ）内は平成25年を100とした場合の値

高齢者が狙われやすい犯罪に特殊詐欺があります。特殊詐欺の被害件数は全国的に横ばいの傾向にあり、平成30年の被害件数は17,844件でしたが、令和4年には17,570件となっています。このうち、65歳以上の高齢者が被害にあった件数の割合が、毎年80%台ほどを占めています。被害総額はやや増加傾向にあります。

本市においても、全国的な動向と同様の状況にあります。本市において、65歳以上の高齢者が被害にあった件数の割合が80%台後半から90%台で推移しており、全国に比べて高くなっています。

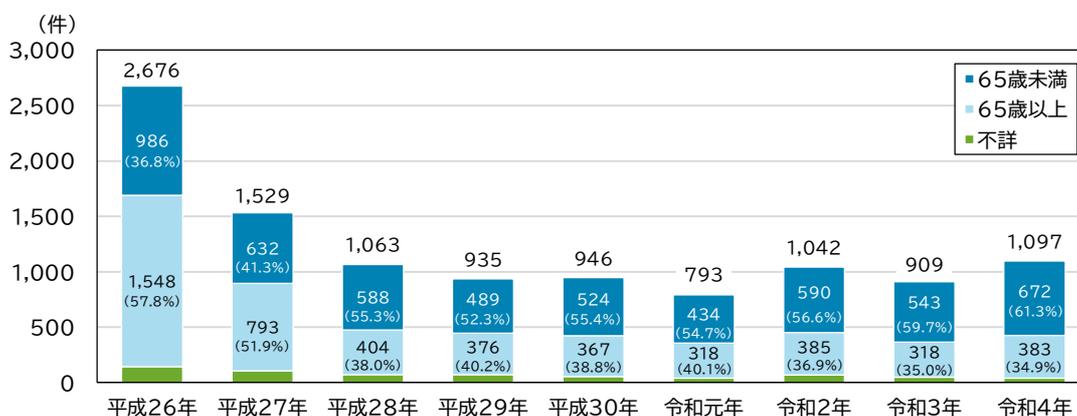
図表2-5-6 特殊詐欺の被害件数・被害額と65歳以上の被害件数・被害割合

| | | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 |
|-------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 全国 | 被害件数全体 (件) | 17,844 | 16,851 | 13,550 | 14,498 | 17,570 |
| | 被害額 (億円) | 382.9 | 315.8 | 285.2 | 282.0 | 370.8 |
| | 65歳以上の被害件数 (件) | 14,134 | 14,100 | 11,587 | 12,724 | 15,114 |
| | 65歳以上の被害件数の割合 | 79.2% | 83.7% | 85.5% | 87.8% | 86.0% |
| 埼玉県 | 被害件数全体 (件) | 1,570 | 1,459 | 1,026 | 1,082 | 1,387 |
| | 被害額 (億円) | 27.7 | 24.6 | 23.3 | 23.7 | 29.2 |
| | 65歳以上の被害件数 (件) | 1,359 | 1,282 | 914 | 1,004 | 1,316 |
| | 65歳以上の被害件数の割合 | 86.6% | 87.9% | 89.1% | 92.8% | 94.9% |
| さいたま市 | 被害件数全体 (件) | 295 | 254 | 163 | 201 | 266 |
| | 被害額 (億円) | 4.8 | 5.3 | 4.3 | 5.2 | 6.1 |
| | 65歳以上の被害件数 (件) | 258 | 219 | 145 | 195 | 251 |
| | 65歳以上の被害件数の割合 | 87.5% | 86.2% | 89.0% | 97.0% | 94.4% |

資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

悪質商法も高齢者が狙われやすい事案です。埼玉県における悪質商法の相談件数は、平成26年から28年にかけて大幅に減少した後、ほぼ横ばいの状況です。全相談件数に占める65歳以上の割合は減少傾向にあります。

図表2-5-7 県内の悪質商法の相談件数と65歳以上の相談割合の推移



資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

(4) 女性

女性の刑法犯被害の状況についてみると、平成25年の本市の刑法犯認知件数（被害）は3,904件となっています。令和4年の刑法犯認知件数は1,875件となっており、平成25年から半数以下となっています。全国に比べると、本市の女性の刑法犯認知件数（被害）の減少は若干小幅な水準で推移しています。

本市における女性の刑法犯被害で最も多いのは窃盗であり、令和4年において1,133件にのぼっています。女性の刑法犯被害全体に占める窃盗の割合は約60%となっています。このほかでは、詐欺が211件（11.2%）、強制わいせつが72件（3.8%）にのぼっています。

図表2-5-8 女性の刑法犯認知件数

| | 平成 25 | 平成 26 | 平成 27 | 平成 28 | 平成 29 | 平成 30 | 令和元 | 令和 2 | 令和 3 | 令和 4 |
|-------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 全国 | 348,446 (100) | 323,082 (93) | 289,334 (83) | 260,171 (75) | 242,142 (69) | 219,411 (63) | 200,864 (58) | 158,729 (46) | 145,645 (42) | 155,476 (45) |
| 埼玉県 | 21,814 (100) | 19,939 (91) | 18,844 (86) | 17,817 (82) | 16,761 (77) | 16,086 (74) | 15,134 (69) | 11,344 (52) | 10,317 (47) | 10,946 (50) |
| さいたま市 | 3,904 (100) | 3,491 (89) | 3,369 (86) | 3,137 (80) | 2,947 (75) | 2,901 (74) | 2,745 (70) | 2,007 (51) | 1,755 (45) | 1,875 (48) |

資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料。（ ）内は平成25年を100とした場合の値

図表2-5-9 さいたま市の女性における犯罪種別の刑法犯認知件数（令和4年）



※犯罪種別については統計資料集計時（令和4年）の種別資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

6 | 近年注目される犯罪動向等

(1) 不良行為少年補導

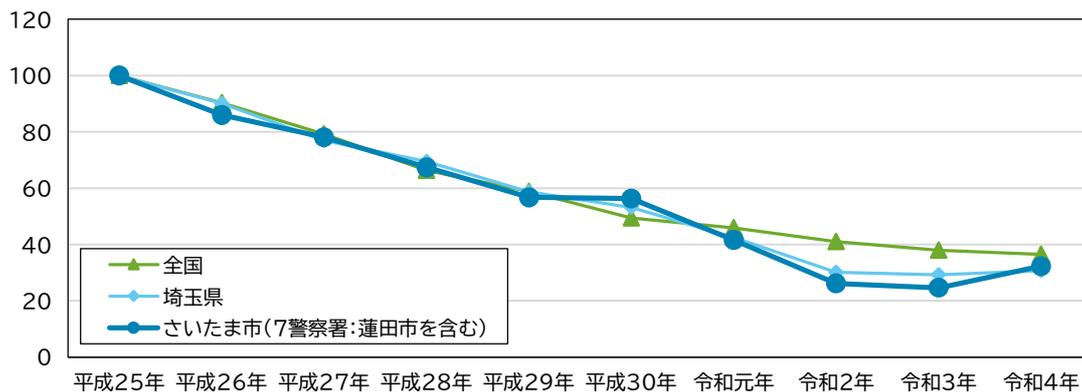
本市の不良行為少年補導人員数は、令和3年から令和4年にかけて増加しましたが、過去10年間の全体では減少傾向にあります。平成25年の本市の不良行為少年補導人員数は9,701人でしたが、令和4年は3,129人となっており、3分の1以下の水準まで減少しています。

図表2-6-1 不良行為少年補導人員数

| | 平成25 | 平成26 | 平成27 | 平成28 | 平成29 | 平成30 | 令和元 | 令和2 | 令和3 | 令和4 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 全国 | 809,652 | 731,174 | 641,798 | 536,420 | 476,284 | 400,863 | 372,457 | 332,541 | 307,412 | 295,689 |
| 埼玉県 | 49,754 | 44,864 | 38,264 | 34,544 | 29,243 | 26,476 | 21,099 | 14,991 | 14,550 | 15,313 |
| さいたま市 | 9,701 | 8,342 | 7,578 | 6,536 | 5,503 | 5,461 | 4,032 | 2,538 | 2,391 | 3,129 |

※さいたま市の数値はさいたま市を管轄する警察署の総数であり、蓮田市を含む。
資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

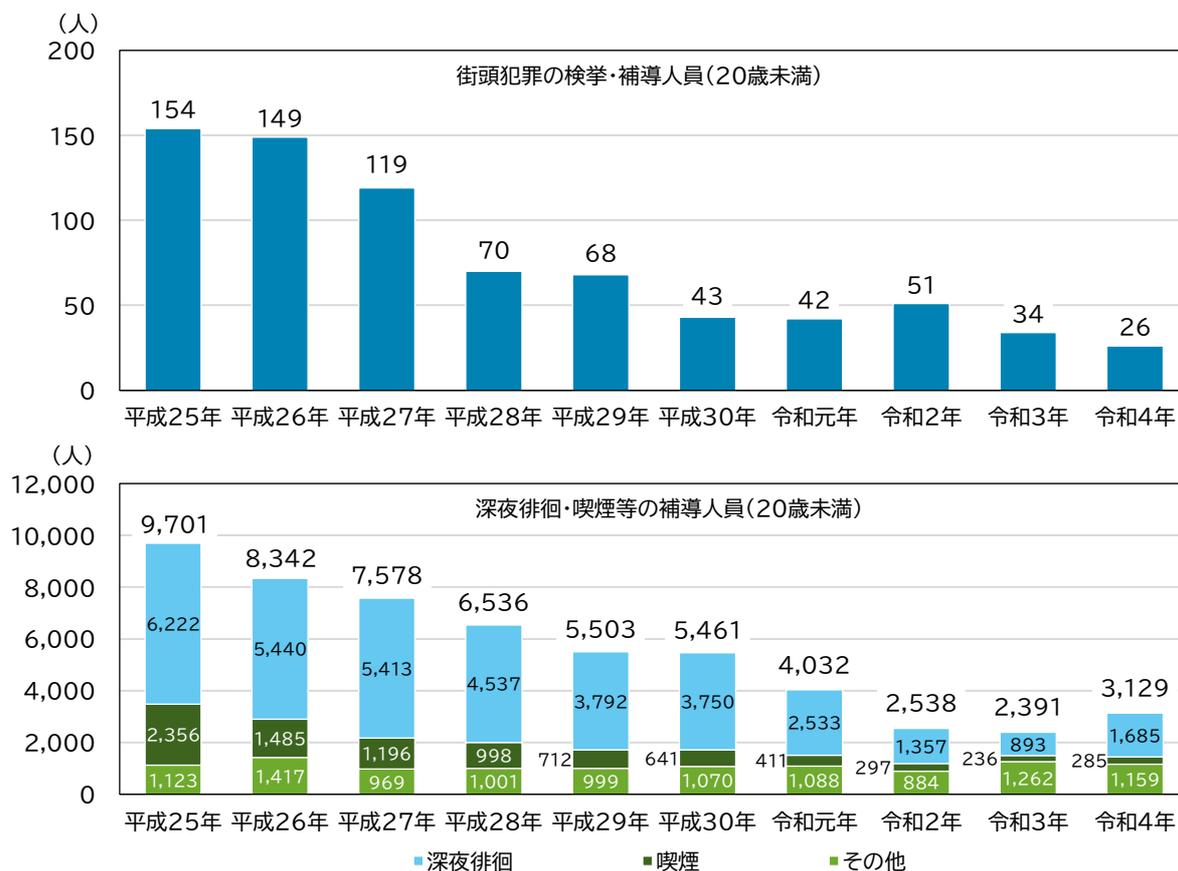
図表2-6-2 不良行為少年補導人員数の推移（平成25年を100とした場合）



資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

本市の20歳未満の街頭犯罪の検挙・補導人員数は、平成25年から令和4年にかけて5分の1以下の水準まで大幅に減少しています。また、従来の補導の内容として多かった深夜徘徊や喫煙も大幅に減少しています。

図表2-6-3 さいたま市の街頭犯罪の検挙・補導人員及び深夜徘徊・喫煙等による補導人員の推移
(20歳未満)



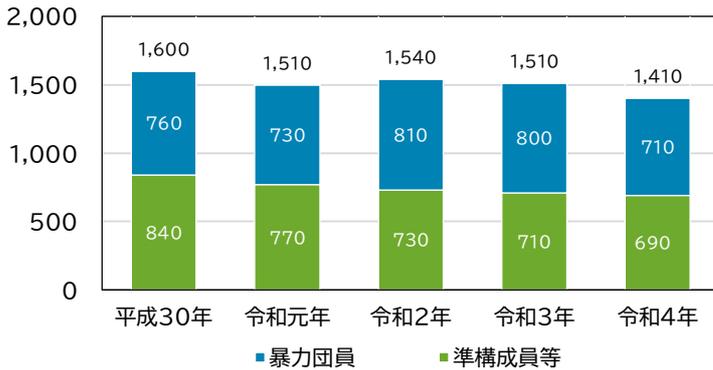
※さいたま市の数値はさいたま市を管轄する警察署の総数であり、蓮田市を含む。
資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

(2) 暴力団情勢

埼玉県内の暴力団の構成員・準構成員等の人数は、埼玉県暴力団排除条例が施行された平成23年から翌年にかけて大幅に減少した後、緩やかな減少傾向で推移しています。県内暴力団勢力の組織別構成比をみると、住吉会系の組織が最も多く全体の約4割を占めています。

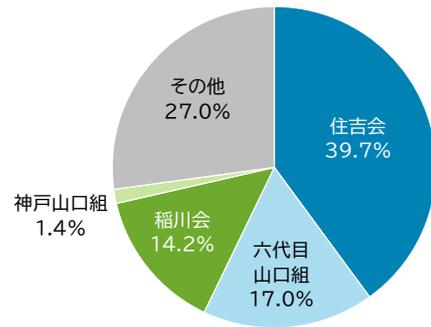
令和4年中の埼玉県内の暴力団員等の罪種別検挙人員比においては、覚醒剤取締法違反が最も多く、約2割となっています。

図表2-6-4 埼玉県内の暴力団勢力の推移
(人)



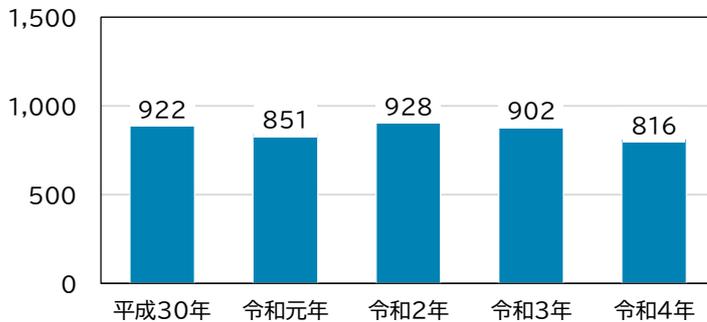
※暴力団勢力数は概数で示しており、合計数は一致しないことがある。

図表2-6-5 県内暴力団勢力の組織別構成比
(令和4年末現在)

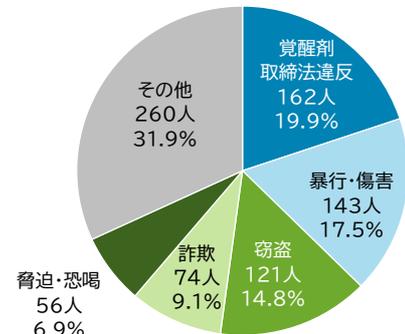


資料：令和5年版 警察のあゆみ(埼玉県警察)

図表2-6-6 埼玉県内の暴力団員等の検挙人員の推移
(人)

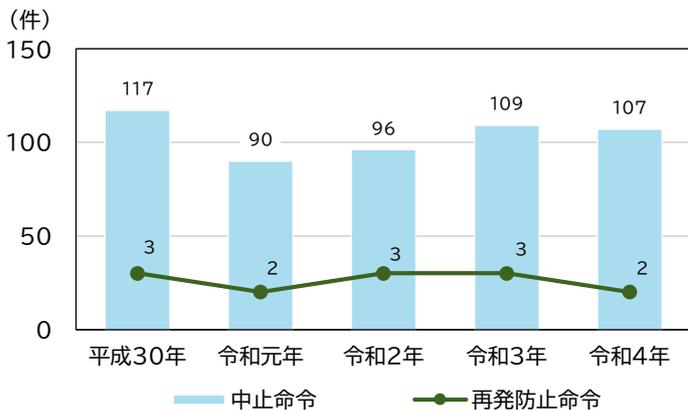


図表2-6-7 罪種別検挙人員比(令和4年中)

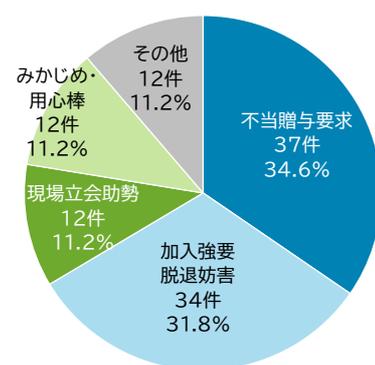


資料：令和5年版 警察のあゆみ(埼玉県警察)

図表2-6-8 埼玉県内の中止命令等の発出状況の推移
(件)



図表2-6-9 違反形態別中止命令発出状況
(令和4年中)



資料：令和5年版 警察のあゆみ(埼玉県警察)

(3) 特殊詐欺

特殊詐欺とは、被害者に電話などで対面することなく信用させ、指定した口座への振込み等の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む）の総称です。

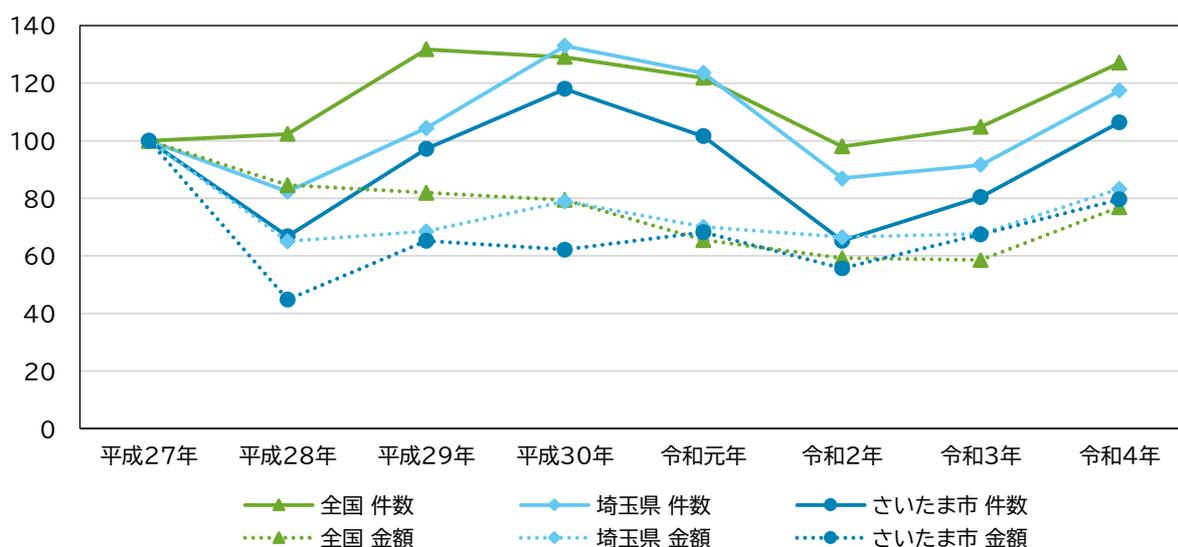
本市における特殊詐欺の被害件数は、平成27年以降増減を繰り返している状況です。対策を実施しても手口を変えた詐欺が行われるなど、いまだに減少基調には至っていません。全国、埼玉県の傾向も同様です。また、本市における1件当たりの被害額は、160万円から300万円程度の間で増減を繰り返しています。

図表2-6-10 特殊詐欺被害件数と被害額

| | | 平成 27 | 平成 28 | 平成 29 | 平成 30 | 令和元 | 令和 2 | 令和 3 | 令和 4 |
|----------------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 件数 | 全国 | 13,824 | 14,154 | 18,212 | 17,844 | 16,851 | 13,550 | 14,498 | 17,570 |
| | 埼玉県 | 1,181 | 972 | 1,233 | 1,570 | 1,459 | 1,026 | 1,082 | 1,387 |
| | さいたま市 | 250 | 167 | 243 | 295 | 254 | 163 | 201 | 266 |
| 被害額 (億円) | 全国 | 482.0 | 407.7 | 394.7 | 382.9 | 315.8 | 285.2 | 282.0 | 370.8 |
| | 埼玉県 | 35.1 | 22.8 | 24.0 | 27.7 | 24.6 | 23.3 | 23.7 | 29.2 |
| | さいたま市 | 7.7 | 3.5 | 5.0 | 4.8 | 5.3 | 4.3 | 5.2 | 6.1 |
| 1件当たり 被害額 (万円) | 全国 | 349 | 288 | 217 | 215 | 187 | 210 | 195 | 211 |
| | 埼玉県 | 297 | 235 | 195 | 176 | 169 | 227 | 219 | 211 |
| | さいたま市 | 308 | 210 | 206 | 163 | 209 | 264 | 259 | 229 |

資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

図表2-6-11 特殊詐欺被害件数と被害額の推移（平成27年を100とした場合）

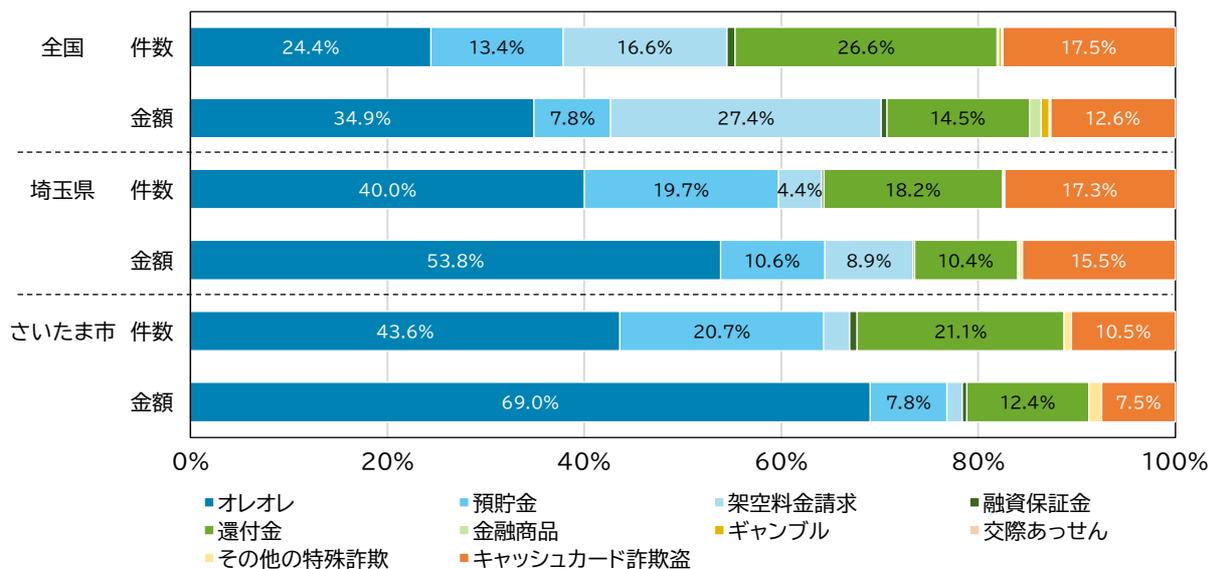


資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

特殊詐欺は、「オレオレ」「預貯金」「架空料金請求」「融資保証金」「還付金」「金融商品」「ギャンブル」「交際あっせん」「その他の特殊詐欺」「キャッシュカード詐欺盗」の10種類に分類されます。本市における令和4年の被害件数では「オレオレ」が43.6%と多数を占めており、全国や埼玉県に比べて高くなっています。

特殊詐欺の手口にはいくつかの種類があり、本市では、「現金手交型」による被害が最も多く、令和4年においては約4割を占めており、全国と比べ、割合が高くなっています。

図表2-6-12 特殊詐欺の種別被害件数と被害額の割合（令和4年）



資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

図表 2-6-13 特殊詐欺の手口別被害件数と割合

| | | 令和3年 | | 令和4年 | | 増減 |
|-------|-------------|--------|----------|--------|----------|-------|
| 全国 | 合計 | 14,498 | (100.0%) | 17,570 | (100.0%) | 3,072 |
| | 振込型 | 5,095 | (35.1%) | 6,058 | (34.5%) | 963 |
| | 現金手交型 | 2,793 | (19.3%) | 3,981 | (22.7%) | 1,188 |
| | キャッシュカード手交型 | 2,698 | (18.6%) | 2,671 | (15.2%) | -27 |
| | キャッシュカード窃取型 | 2,602 | (17.9%) | 3,074 | (17.5%) | 472 |
| | 現金送付型 | 189 | (1.3%) | 319 | (1.8%) | 130 |
| | 電子マネー型 | 1,096 | (7.6%) | 1,416 | (8.1%) | 320 |
| 埼玉県 | 合計 | 1,082 | (100.0%) | 1,387 | (100.0%) | 305 |
| | 振込型 | 290 | (26.8%) | 299 | (21.6%) | 9 |
| | 現金手交型 | 381 | (35.2%) | 507 | (36.6%) | 126 |
| | キャッシュカード手交型 | 218 | (20.1%) | 321 | (23.1%) | 103 |
| | キャッシュカード窃取型 | 164 | (15.2%) | 240 | (17.3%) | 76 |
| | 現金送付型 | 12 | (1.1%) | 6 | (0.4%) | -6 |
| | 電子マネー型 | 13 | (1.2%) | 11 | (0.8%) | -2 |
| さいたま市 | 合計 | 201 | (100.0%) | 266 | (100.0%) | 65 |
| | 振込型 | 43 | (21.4%) | 66 | (24.8%) | 23 |
| | 現金手交型 | 83 | (41.3%) | 101 | (38.0%) | 18 |
| | キャッシュカード手交型 | 48 | (23.9%) | 69 | (25.9%) | 21 |
| | キャッシュカード窃取型 | 24 | (11.9%) | 28 | (10.5%) | 4 |
| | 現金送付型 | 2 | (1.0%) | 1 | (0.4%) | -1 |
| | 電子マネー型 | 1 | (0.5%) | 1 | (0.4%) | 0 |

- 「振込型」 : 被害者が現金を犯人の指定口座に振り込む。
- 「現金手交型」 : 被害者が現金を自宅等に受け取りにきた犯人に直接手渡す。
- 「キャッシュカード手交型」 : 被害者からキャッシュカードを直接受け取る。
- 「キャッシュカード窃取型」 : 被害者のキャッシュカードを、隙を見てすり替えて盗み取る。
- 「現金送付型」 : 被害者が現金を宅配便等で送付する。
- 「電子マネー型」 : 被害者がコンビニエンスストア等で電子ギフト券を購入し、犯人からその利用番号を教えるよう要求され、電子ギフト券の額面分の金額（利用権）をだまし取られる。

資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

(4) 悪質商法

悪質商法には、キャッチセールス、マルチ商法、霊感商法等をはじめとして様々な種類があり、次々と新たな商法が生まれています。埼玉県における相談内容では、特定商取引※に関することが20%台で、他の相談内容よりも多くなっています。

悪質商法に関する相談者は、65歳以上の高齢者が多く、令和3年と令和4年には35%程度を占めています。

※特定商取引：特定商取引に関する法律で規定された取引類型で、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘因販売取引、訪問購入がある。

図表2-6-14 埼玉県における悪質商法の相談件数と割合

| | 令和3年 | | 令和4年 | |
|-----------------|------|----------|-------|----------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| 合計 | 909 | (100.0%) | 1,097 | (100.0%) |
| うち、65歳以上の割合 | 318 | (35.0%) | 383 | (34.9%) |
| 特定商取引に関すること | 190 | (20.9%) | 239 | (21.8%) |
| 金融関係取引に関すること | 48 | (5.3%) | 50 | (4.6%) |
| 先物取引・証券取引に関すること | 14 | (1.5%) | 12 | (1.1%) |
| 知的所有権に関すること | 26 | (2.9%) | 22 | (2.0%) |
| その他悪質商法 | 631 | (69.4%) | 774 | (70.6%) |

資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料 ヤミ金融問題を除く

(5) サイバー空間の脅威

サイバー空間は、地域や年齢、性別を問わず、多くの市民が参加し、重要な社会経済活動が営まれる公共空間へと変貌を遂げています。一方で、コンピュータ技術や電気通信技術を悪用したサイバー犯罪、不正アクセスなどの脅威が顕在化しており、対策が必要になっています。

埼玉県内におけるサイバー犯罪に関する相談受理件数は、近年増加傾向にあります。令和4年のサイバー犯罪に関する相談受理件数のうち、最も多いものはインターネットショッピング等による詐欺や悪質商法に関するもので全体の約4割を占めています。

図表2-6-15 埼玉県におけるサイバー犯罪関連相談受理件数

| | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 |
|------------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 詐欺・悪質商法 | 1,922 | 2,893 | 2,670 | 3,441 | 4,089 | 5,757 |
| クレジットカード犯罪 | 180 | 346 | 569 | 1,010 | 2,058 | 2,725 |
| 迷惑メール | 1,276 | 2,704 | 1,889 | 1,931 | 2,114 | 2,120 |
| 不正アクセス | 476 | 525 | 586 | 591 | 1,338 | 2,086 |
| その他 | 1,330 | 1,432 | 1,418 | 1,534 | 2,255 | 2,273 |
| 合計 | 5,184 | 7,900 | 7,132 | 8,507 | 11,854 | 14,961 |

7 | 今後の課題

これまでの取組により、刑法犯認知件数は減少していますが、市民の身近なところでいまだに多くの犯罪が発生しています。今後の課題として以下の点が挙げられます。

◆地域の防犯力の強化

第3次計画に基づく取組の結果、刑法犯認知件数は平成30年から令和4年にかけて、およそ3分の1程度減少しています。しかしながら、区によっては、あるいは駐車（輪）場・住宅・商店等といった犯罪発生場所によっては、刑法犯認知件数が大幅に減少しているところもある一方で、減少が頭打ちになっているところもあります。また、市内各地で街頭犯罪、侵入窃盗など市民生活に身近な犯罪は依然として多く発生しています。他方で、高齢化等の人口構造の変化、地域における人間関係の希薄化等の地域構造の変化等により、地域社会の防犯力の低下も懸念されます。

安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、地域構造の変化を見すえ、地域における自主防犯活動の支援や防犯環境の整備、暴力団排除活動等を引き続き推進して行くことが求められます。また、市民一人ひとりの防犯意識や暴力排除意識の向上を図るとともに、市民、事業者、警察等関係機関との連携を深め、地域の防犯力を高めていくことが求められます。以上の課題の解決を通じて、総合的に地域の防犯力を高め、犯罪の発生の抑制につなげていくことが必要です。

◆駐車（輪）場などにおける「自転車盗」の防止対策の強化

本市における犯罪種別の刑法犯認知件数の大きな特徴は、自転車盗の割合が高いことです。自転車盗防止キャンペーン等の啓発活動の推進により、自転車盗の認知件数は平成30年から令和4年にかけて約44%減少しましたが、令和4年の自転車盗の認知件数は1,795件で本市における刑法犯認知件数全体の約25%を占めており、1日あたり5件程度の被害が発生している計算になります。また、本市の刑法犯認知件数全体に占める自転車盗の割合は、全国に比べて約4%高くなっています。駐車（輪）場においては、自転車盗に限らず、車上ねらいなど他の罪種の刑法犯認知件数も他の場所と比較して多くなっているため、特に重点的な対策が必要です。

本市においては、引き続き自転車盗の発生の防止を図ることで、刑法犯認知件数全体の減少にもつながると期待できることから、自転車盗対策の推進が重要となります。特に、自転車盗の多い駐車（輪）場などにおける対策を強化するとともに、自転車への施錠等の対策促進に向けた啓発が重要となります。

◆暮らしに身近な「侵入窃盗」、「ひったくり」対策の強化

侵入窃盗やひったくりも生活に身近な犯罪です。本市では、第3次計画の推進により、侵入窃盗やひったくりの被害防止に向けた「防犯ガイドブック」の配布や、警察等関係機関との連携によるキャンペーン等の啓発を行いました。他方では、街路灯や防犯カメラの設置、公共空間での死角対策やパトロールの実施等の環境整備を推進してきました。その結果、平成30年から令和4年にかけて、侵入窃盗は約48%、ひったくりは約36%減少しており、大きな成果が得られています。

しかしながら、侵入窃盗は一戸建住宅で依然として多く発生しており、しかも、区によって一戸

建住宅における認知件数の減少傾向には大きな差があります。また、ひったくりは、女性や高齢者等が狙われやすい犯罪であり、高齢化に伴って狙われやすい年齢層の人口が増加しています。

本市全体として大きな成果を挙げてきた対策を引き続き推進していく一方で、まだ大きな成果に結びついていない地域や場所等における対策を強化していくことが求められます。

◆繁華街における防犯対策の強化

繁華街は、不特定多数の人・物が集中し、犯罪が起こりやすいとされています。本市は大宮駅周辺に県下有数の繁華街を抱えており、大宮区の人口あたりの刑法犯認知件数は他の区を大幅に上回っています。大宮区の刑法犯認知件数は、平成29年以降ほぼ横ばいの状態となっていました。令和2年からは減少傾向にあります。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、緊急事態宣言が発出され、外出自粛等の協力要請がなされた結果、繁華街等における人の流れが大きく抑制されたことも影響していると考えられます。

これまでも、大宮駅周辺において「環境美化活動」、「放置自転車対策」、「防犯啓発」などを一斉に行う「大宮駅周辺繁華街環境浄化パトロール」等を推進するとともに、地域の防犯活動・防犯環境整備の支援を行ってきました。

また、平成29年には「繁華街における快適な商業環境の整備に関する指針」を制定し、その中で、市の責務に加え、努力義務として、事業者等の責務、商店会等の責務、市民等の責務を明示しました。事業者等の責務には、来訪者の快適な通行を阻害する客引き行為を行わないこと、商店会等の責務には、客引き行為を行わせないための自主的な取組を推進すること等も明示し、犯罪にもつながりかねないトラブルの未然防止を含み、快適で安全な環境づくりの推進を強化しています。

以上のような取組を土台として、地域における自主的な防犯対策・防犯環境づくりの取組を一層促進し、地域社会と連携しながら、繁華街における犯罪の発生防止を強化していくことが求められます。

◆子どもを犯罪から守るための対策の推進

第3次計画期間には、各学校を中心とした安全教室の推進、地域安全マップの作成等を行い、また、PTA等と連携しながら、学校安全ネットワークを推進してきました。このような取組の結果として、20歳未満が被害者となる刑法犯認知件数は平成30年の1,369件から令和4年には818件へと約40%減少しました。しかし、子どもを巻き込む犯罪の予兆ととらえられる18歳未満の子どもに対する「声かけ事案」は依然として減少しておらず、引き続き、地域におけるパトロールや見守り活動の支援、地域や保護者等に対する啓発・情報提供を行っていくことが求められます。

◆女性を犯罪から守るための対策の推進

第3次計画期間には、女性を狙った犯罪への対策等を掲載した防犯ガイドブックの配布等により、啓発・注意喚起を行ってきました。このような活動の結果として、女性が被害者となった刑法犯認知件数は平成30年の2,901件から令和4年の1,875件へ約35%減少しました。しかし、女性はひったくり等の窃盗や性犯罪の被害に遭いやすく、犯罪に狙われやすい状況に変わりはありません。引き続き、啓発や情報提供、地域におけるパトロール活動や防犯環境整備の支援等を推進していくことが求められています。

◆暮らしに入り込む「特殊詐欺」「悪質商法」「サイバー犯罪」等への注意喚起

悪質・巧妙化する特殊詐欺、社会経済情勢に応じて変化する悪質商法、サイバー犯罪等によって、市民の財産が脅かされています。本市における特殊詐欺被害件数は、平成26年以降、増減を繰り返しています。また、埼玉県内の悪質商法、サイバー犯罪の相談件数は、令和3年から令和4年にかけて増加しています。本市や埼玉県の刑法犯認知件数が大幅に減少しているのに対して、これらの犯罪の近年の動向（相談件数の動向を含む）の特徴は、明確な減少傾向が見られないことにあります。

これらの犯罪は、街頭犯罪や侵入窃盗等と異なり、地域におけるパトロールや環境整備等で防止することに限界があります。一方、その分だけ、個人の理解や意識向上に向けた啓発・情報提供が重要となります。従来の啓発・情報提供に加えて、これらの犯罪に関する情報提供等を行い、注意喚起を図っていくことが求められます。

◆高齢者を犯罪から守るための対策の推進

第3次計画期間には、高齢者を狙った特殊詐欺や悪徳商法等の被害防止に向けた出前講座、防犯ガイドブックの配布等により啓発を推進し、自動通話録音装置の貸出事業などを実施しました。また、特殊詐欺事案の発生状況に応じて、防災行政無線や青色防犯パトロール車による注意喚起等を行ってきました。しかしながら、特殊詐欺の被害件数は、年によって増減を繰り返し、いまだ減少につながっていません。さらに、本市の特殊詐欺被害件数の90%前後は65歳以上の高齢者が占めています。また、悪質商法に関しても、令和4年の相談件数のうち35%程度を65歳以上の高齢者が占めています。高齢化に伴って、犯罪に狙われやすい年齢層の人口が増加していくことから、啓発や情報提供等の強化、見守り活動等により、犯罪被害の発生防止に努めていくことが求められます。

第3章

計画の基本的な考え方

- 1 基本理念と基本方針
- 2 計画の方向性

1 | 基本理念と基本方針

推進条例第3条の基本理念を本計画の基本理念に位置づけます。また、推進条例第4条に規定された、市が策定・実施すべき施策に則って本計画の基本方針を定めます。さらに、推進条例第2条第2項に規定された、施策の策定・実施にあたって配慮すべき事項にそって本計画の配慮事項を明確化します。

基本理念

防犯のまちづくりは、市、市民等及び関係機関が、自分たちの地域は自分たちで守るという防犯の連帯意識のもとに、それぞれの役割を果たしつつ協働し、地域社会において犯罪を誘発する機会を除去することにより、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを行うことを基本理念として、推進するものとする。

(推進条例第3条)

基本方針

- ◆ 「防犯意識の高揚を図るための活動」
⇒防犯に関する市民の自助力を高めます
- ◆ 「自主的な防犯活動の推進」
⇒防犯に関する地域の共助力を高めます
- ◆ 「防犯の視点を取り入れた環境の整備」
⇒自助・共助と、行政の公助により、まちの防犯力を高めます

(推進条例第4条第1項から展開)

施策の策定・実施にあたっての配慮事項

◆犯罪の被害に遭いやすい子ども、高齢者等の安全の確保

犯罪に対する知識が十分備わっていない、抵抗力や防御力が乏しい子どもや高齢者等を犯罪から守ることは、地域社会の役割でもあります。ここでいう「子どもや高齢者等」の「等」には、障害者や女性など、広い意味でのいわゆる「犯罪弱者」を含んでいます。このことから、十分な配慮が必要となります。

◆繁華街等の地域の実情及び特性に応じた安全性の向上

大都市の特徴である繁華街について重点的に取り組むことや、ひったくりや侵入窃盗など、地域の実情や特性に応じた防犯施策を講じていくことが必要です。本市で発生している犯罪の多くは街頭犯罪であり、特に駅周辺の繁華街では、繁華街特有の犯罪が発生しています。また、住宅地においては、重大犯罪に移行する犯罪も多いことから、犯罪を減らしていくために、このような地域に対して重点的に対策を施す必要があります。

(推進条例第4条第2項から展開)

さいたま市防犯のまちづくり推進条例

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、次に掲げる事項について、防犯のまちづくりに関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 防犯意識の高揚を図るための活動に関すること。
- (2) 自主的な防犯活動の推進に関すること。
- (3) 防犯の視点を取り入れた環境の整備に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、防犯のまちづくりを推進するために必要な事項に関すること。

2 市は、防犯のまちづくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項に十分配慮するものとする。

- (1) 犯罪の被害に遭いやすい子ども、高齢者等の安全の確保
- (2) 繁華街等の地域の実情及び特性に応じた安全性の向上

2 | 計画の方向性

(1) 基本的な方向性

防犯のまちづくりの考え方は、犯罪の機会を与えないことにより犯罪を未然に防止しようという「犯罪機会論」に基づいています。この理論は、犯罪を実行できる機会を与えないようにして犯罪の発生を抑止しようとするものであり、「人的環境の改善」や「物的環境の設計」を通して、犯行に都合の悪い状況を作り出し、犯罪を起こさせにくいまちづくりを提唱するものです。

- ◆「人的環境の改善」：希薄になった地域コミュニティを充実させ、市民組織によるパトロールなどの活動を通じて犯罪に強いまちづくりにつなげることを大きな柱とします。
- ◆「物的環境の設計」：まちづくりに防犯環境設計[※]を取り入れ、防犯に配慮した道路、公園、住宅、学校等の環境整備や管理を進めていくことを大きな柱としています。

※防犯環境設計：物理的環境が行動に影響を与え、犯罪を減らすことが可能であるとの信念の下に防犯的な空間を開発することを基本とする考え方。

推進条例では、市、市民、事業者等の責務を定めています。その責務に基づき、各主体には施策に協力し、防犯のまちづくりを推進していくことが求められます。

本計画では、このような考え方に基づき、身近な地域等で起こる犯罪を対象として、人的（ソフト）、物的（ハード）両面から施策を策定します。

(2) 数値目標

本計画の目標を達成するために、刑法犯認知件数を成果指標とし、次のとおり、この計画期間における数値目標を設定します。

| 成果指標 | 目標数値 |
|---------|-------------------------------|
| 刑法犯認知件数 | 7,400件以下 （令和10年／2028年） |

令和5年末の刑法犯認知件数8,745件から15%の減少を目標数値としています。

第4章

施策体系と取組

- 1 計画における重点項目
- 2 施策体系
- 3 施策取組
 - 第1 防犯意識の高揚を図るための活動
 - 第2 自主的な防犯活動の推進
 - 第3 防犯の視点を取り入れた環境の整備

1 | 計画における重点項目

第4次計画は次の①から④までの4項目を重点項目として取り組みます。

① 防犯のまちづくりの継続的推進による犯罪の抑制

安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、本市における地域構造の変化を見すえ、地域における自主防犯活動の支援や防犯環境の整備、暴力団排除活動等を引き続き推進します。また、市民一人ひとりの防犯意識や暴力排除意識の向上を図るとともに、市民、事業者、警察等関係機関との連携を深め、地域の防犯力を高めます。なお、地域の防犯力の向上に向けては、地域における防犯活動の担い手の高齢化や防犯技術の進歩等といった社会動向を踏まえ、防犯活動を補完する地域防犯カメラの設置等の促進を特に重点的に取り組みます。

【具体的取組】

- ◆地域の自主的な防犯活動や環境整備の支援
 - ・地域防犯活動助成金の交付
 - ・商店会の自主的な環境整備活動の支援
 - ・街頭防犯カメラの設置推進 等
 - ・地域における防犯カメラの設置支援
 - ・公衆街路灯の設置
- ◆市民の防犯意識の向上
 - ・防犯教室の推進
 - ・各区防犯事業等の実施 等
- ◆連携の推進
 - ・各区防犯連絡協議会等との連携強化 等

② 市民の暮らしの身近なところで起こる犯罪への取組の推進

◆駐車（輪）場などにおける「自転車盗」の防止対策の強化

本市では、刑法犯認知件数全体に占める自転車盗の割合が高いことから、自転車盗の防止対策を強化します。特に発生件数の多い駐車（輪）場などにおける対策や、自転車所有者・利用者による自転車への施錠等の対策促進に向けた啓発等の強化を図ります。

【具体的取組】

- ◆駐車（輪）場での自転車盗対策の推進
 - ・駐車（輪）場における監視カメラの設置 等
- ◆市民の防犯意識の向上
 - ・自転車盗防止のための広報・啓発活動の推進
 - ・自転車盗難防止キャンペーンの実施 等

◆暮らしに身近な「侵入窃盗」、「ひったくり」対策の強化

本市における侵入窃盗やひったくり等の件数は、全体的には第3次計画期間に大幅に減少しましたが、いまだに被害はなくなり、市民意識調査では約半数の市民が侵入窃盗に巻き込まれる不安を感じているとの結果も出ています。そのため、今後も市民への注意喚起や地域の防犯活動の支援等の対策を引き続き推進します。なお、本市の人口・世帯構造の変化、地域社会の変化に伴って犯罪企図者に狙われやすい人や場所、状況等も変化することから、変化の状況を見すえて対策を推進します。

【具体的取組】

- ◆地域の自主的な防犯活動や環境整備の支援
 - ・商店会の自主的な環境整備活動の支援
 - ・公衆街路灯の設置 等
- ◆市民の防犯意識の向上
 - ・防犯ガイドブックの配布 等

◆繁華街における防犯対策の強化

県下有数の繁華街を抱える大宮区の刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、他区と比較して顕著に高い水準となっています。大宮駅周辺等では、近年、来訪者の快適な通行を阻害する客引き行為等も問題となっていることから、客引き等に起因するトラブルの未然防止を含め、犯罪の未然防止の強化を図ります。繁華街を抱える地域の自主的な防犯対策・防犯環境づくりの取組を一層促進し、地域社会と連携しながら、犯罪発生防止を図ります。

【具体的取組】

- ◆地域の自主的な防犯活動や環境整備の支援
 - ・商店会の自主的な環境整備活動の支援
 - ・大宮駅周辺繁華街環境浄化パトロールの実施
 - ・商店街における防犯カメラの設置等支援
 - ・街頭防犯カメラの設置推進 等

◆暮らしに入り込む「特殊詐欺」、「悪質商法」、「サイバー犯罪」等への注意喚起

「特殊詐欺」、「悪質商法」、「サイバー犯罪」等は、街頭犯罪や侵入窃盗等と異なり、第3次計画期間には明確な減少傾向がみられなかった犯罪です。これらの犯罪被害の発生防止に向けて、啓発・情報提供等を強化し、市民一人ひとりの意識向上、注意喚起を図ります。

【具体的取組】

- ◆市民の防犯意識の向上
 - ・防犯ガイドブックの配布
 - ・防犯啓発放送（防災行政無線）の実施
 - ・特殊詐欺等防止のための啓発活動等の実施
 - ・保育所・幼稚園と連携した特殊詐欺啓発事業の実施 等
- ◆連携の推進
 - ・警察等関係機関との連携強化 等

③ 子どもや女性を犯罪から守る取組の推進

◆子どもを犯罪から守るための対策の推進

第3次計画期間において、20歳未満が被害者となる刑法犯認知件数が大幅に減少した一方で、犯罪の予兆ととらえられる18歳未満の子どもに対する「声かけ事案」は横ばいの状況であるため、引き続き、地域におけるパトロールや見守り活動の支援、地域や保護者等に対する啓発・情報提供を行うほか、新たに防犯器具の配備等を進め、子どもの犯罪被害の発生の未然防止に努めます。

【具体的取組】

- ◆市民の防犯意識の向上
 - ・防犯啓発放送（防災行政無線）の実施
 - ・不審者情報等の各学校への配信
 - ・親子防犯教室の開催
 - ・「ながら見守り」ボランティアの推進 等
- ◆地域の自主的な防犯活動や環境整備の支援
 - ・学校安全ネットワークの推進
 - ・保育園への防犯器具等の配備推進
 - ・「子どもひなん所110番の家」の設置と交流の促進 等

◆女性を犯罪から守るための対策の推進

第3次計画期間には、女性が被害者となった刑法犯認知件数は約35%減少したものの、ひったくり等の窃盗や性犯罪の被害に遭いやすく、女性が犯罪に狙われやすい状況に変わりはありません。引き続き、啓発や情報提供、地域におけるパトロール活動や防犯環境整備の支援等の推進を図ります。

【具体的取組】

- ◆市民の防犯意識の向上
 - ・防犯ガイドブックの配布
 - ・防犯啓発放送（防災行政無線）の実施
 - ・女性を犯罪から守るための対策の推進 等
- ◆地域の自主的な防犯活動や環境整備の支援
 - ・地域における防犯カメラの設置支援 等

④ 高齢者を犯罪から守る取組の推進

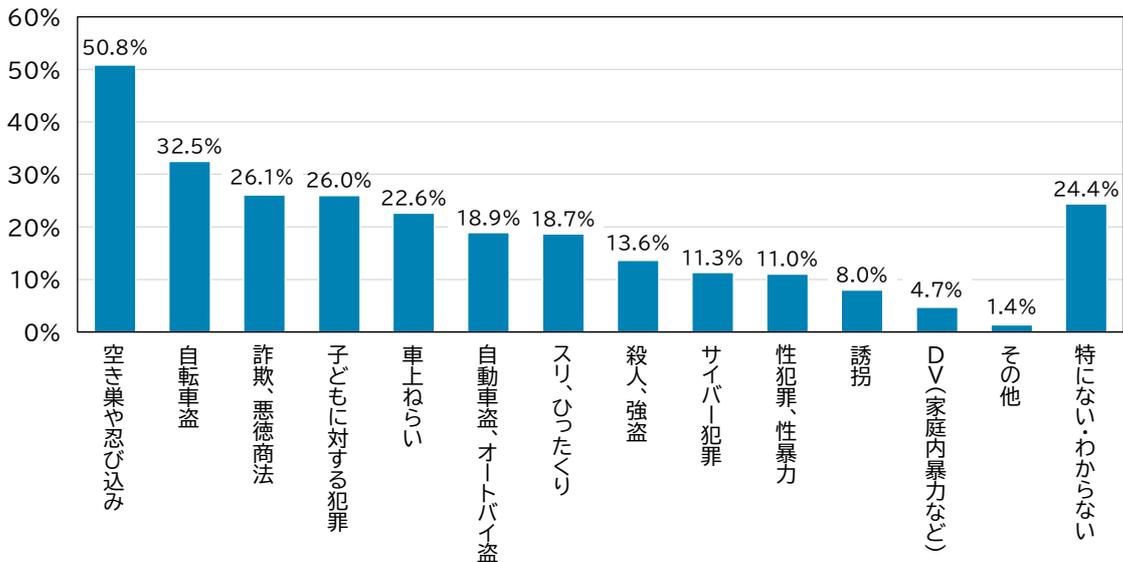
高齢者を狙った特殊詐欺や悪徳商法等の被害の発生はいまだに減少していません。このような犯罪は社会経済状況や防止対策等を踏まえて手口が変化し、巧妙になるため、最新の情報を発信し、市民の啓発を行うとともに、見守り活動等により、被害発生の防止に努めます。

【具体的取組】

- ◆市民の防犯意識の向上
 - ・防犯ガイドブックの配布
 - ・防犯啓発放送（防災行政無線）の実施
 - ・特殊詐欺等防止のための啓発活動等の実施
 - ・金融犯罪防止セミナーの実施 等
- ◆地域の自主的な防犯活動や環境整備の支援
 - ・高齢者の見守り活動の支援 等
- ◆連携の推進
 - ・警察等関係機関との連携強化 等

参考資料

図表4-1-1 市民アンケート結果 住んでいる地域で巻き込まれる不安を感じる犯罪（複数回答）



資料：令和5年度第1回さいたま市インターネット意識調査（n=1,000）

2 | 施策体系

基本方針

- 1 防犯意識の高揚を図るための活動
- 2 自主的な防犯活動の推進
- 3 防犯の視点を取り入れた環境の整備

| 基本方針 | 施策 | 取組 |
|--------------------|------------------------------------|---|
| 第1 防犯意識の高揚を図るための活動 | 1 多様な 情報伝達手法、 媒体の活用 | (1) ホームページによる情報提供 (2) 防犯ガイドブックの配布 (3) 防犯啓発放送（防災行政無線）の実施 (4) 自転車盗防止のための広報・啓発活動の推進 (5) 公用車への防犯ステッカーの掲示 (6) さいたま市学校安心メールの運用 (7) さいたま市犯罪・防犯情報の住民提供等に関する協定による情報提供の実施 新 (8) 再犯防止の推進 |
| | 2 子ども、高齢者、 女性に対する 啓発活動の推進 | (1) 防犯教室の推進 (2) 地域安全マップの更新 (3) 不審者情報等の各学校への配信 (4) 特殊詐欺等防止のための啓発活動等の実施 (5) 高齢者等への消費者被害防止のための啓発活動の実施 (6) 交通教育指導員による防犯指導の実施 (7) 女性を犯罪から守るための対策の推進 (8) 防犯フェアの開催 (9) 親子防犯教室の開催 (10) 保育所・幼稚園と連携した特殊詐欺啓発事業の実施 |
| | 3 キャンペーンや イベントの 積極的な実施 | (1) 防犯・暴力排除・交通安全市民大会の開催 (2) 各区防犯事業等の実施 (3) 青少年健全育成・非行防止キャンペーンの実施 (4) 万引き防止対策の実施 (5) 自転車盗難防止キャンペーンの実施 新 (6) 特殊詐欺被害防止キャンペーンの実施 新 (7) 金融犯罪防止セミナーの実施 新 (8) 犯罪被害者等支援啓発活動の実施 |
| | 4 犯罪被害者等支援 の実施 | (1) 犯罪被害者等相談の実施 新 (2) 犯罪被害者等への支援の実施 新 (3) 犯罪被害者等支援セミナーの実施 新 (4) 犯罪被害者等支援啓発活動の実施（再掲） (5) 交通事故相談の実施 |

| 基本方針 | 施 策 | 取 組 |
|-----------------------|------------------------------|--|
| 第2 自主的な防犯活動の推進 | 1 地域における防犯力の強化 | (1) 地域防犯活動助成金の交付 (2) 地域における防犯カメラの設置支援 (3) 地域防犯ステーション等の活用 (4) 各区防犯事業等の実施（再掲） (5) 各区防犯連絡協議会等との連携強化 (6) 警察等関係機関との連携強化 (7) 地域安全協定の推進 (8) 高齢者の見守り活動の支援 (9) 商店会の自主的な環境整備活動の支援 新 (10) 埼玉サイバーセキュリティ推進会議との連携強化 新 (11) 自主防犯活動団体へ感謝状の贈呈 新 (12) セーフコミュニティの手法を取り入れた防犯の取組 |
| | 2 子どもを見守る取組の強化 | (1) 通学路における安全点検の実施 (2) 青少年育成巡回活動の実施 (3) 防犯ホイッスル・防犯ブザーの配付 (4) 学校警備員の配置 (5) 小学校における防犯ボランティアの推進 (6) 学校安全ネットワークの推進 (7) 学校安全ネットワークに関する研修会の実施 (8) 青少年健全育成・非行防止キャンペーンの実施（再掲） (9) 「子ども安全協定」締結事業者の拡大 (10) 「ながら見守り」ボランティアの推進 |
| | 3 パトロール、見回りの強化 | (1) 地域での自主的な防犯パトロールに対する支援 (2) 青色回転灯を搭載した公用車による防犯パトロールの実施 (3) 廃棄物の不適正処理監視パトロール等の実施 (4) 監視カメラによる不法投棄の監視 |
| | 4 繁華街における自主防犯活動の推進 | (1) 大宮駅周辺繁華街環境浄化パトロールの実施 (2) 大宮駅周辺環境浄化パトロールの実施 (3) 市民ボランティアによる違反広告物の撤去 (4) 商店会の自主的な環境整備活動の支援（再掲） |
| | 5 暴力団排除活動の推進 | (1) 暴力団排除に係る広報・啓発活動の推進 (2) 市の事業における暴力団排除の推進 (3) 補助金等の交付事務からの暴力団排除の実施 (4) 公の施設の利用からの暴力団排除の実施 (5) 職員への不当な要求に対する措置 (6) 青少年に対する暴力団排除に関する教育の推進 |

第3 防犯の視点を取り入れた環境の整備

1
防犯に配慮した
道路・公園等

- (1) 歩道、防護柵、植栽等の設置による歩車分離の推進
- (2) 適切な植栽の剪定等による見通しの確保
- (3) 違法駐車、放置自転車等の防止強化
- (4) 地下道等における交通安全対策の実施
- (5) 公衆街路灯の設置
- (6) 商店街街路灯の設置支援
- (7) 環境美化活動等の実施
- (8) 公園周縁部における見通しの確保
- (9) 公園内における死角の除去
- (10) 公園内における照明灯の適切な配置と照度の確保
- (11) 公園出入口の車止めの設置
- (12) 公園における管理者の巡視等
- (13) 住民と協働した公園の管理の実施
- (14) 公共工事現場における仮囲い等の一部可視化
- (15) 地域における防犯カメラの設置支援（再掲）
- (16) 商店街における防犯カメラの設置等支援
- (17) 街頭防犯カメラの設置推進

2
防犯に配慮した
駐車（輪）場

- (1) 駐車（輪）場周縁部における見通しの確保
- (2) 駐車（輪）場内における死角の除去
- (3) 駐車（輪）場における管理人の配置及び自動ゲートシステム等の設置
- (4) 駐車（輪）場における監視カメラの設置
- (5) 駐車（輪）場における利用マナーの啓発

3
防犯に配慮した
住宅等

- (1) 市営住宅の防犯対策の推進
- (2) 住まいの防犯対策の啓発
- (3) 防犯に配慮した生け垣の普及
- (4) 地区計画における防犯に配慮した垣又はさくの構造の周知
- (5) 市街地開発事業等の施行者に対する「防犯の視点を取り入れた環境の整備に関する指針」の周知
- (6) 放火防止対策の推進
- (7) 空き地の管理に関する管理者への指導
- (8) 空き家の不審利用等の防止に関する管理者への指導

4
防犯に配慮した
学校・保育施設・
通学路

- (1) 「学校施設整備指針(文部科学省)」に基づく施設整備の実施
- (2) 学校周囲の門・囲障等の整備の推進
- (3) 学校施設における安全点検の実施
- (4) 保育園への防犯器具等の配備推進
- (5) 通学路における安全な環境整備の推進
- (6) 通学路における安全点検の実施（再掲）
- (7) 「子どもひなん所110番の家」の設置と交流の促進

5
防犯に配慮した
繁華街

- (1) 公衆街路灯の設置（再掲）
- (2) 商店街街路灯の設置支援（再掲）
- (3) 大宮駅周辺繁華街環境浄化パトロールの実施（再掲）
- (4) 大宮駅周辺環境浄化パトロールの実施（再掲）
- (5) 大規模小売店舗への防犯の取組の普及・啓発
- (6) 商業環境整備活動への支援
- (7) 地域における防犯カメラの設置支援（再掲）
- (8) 商店街における防犯カメラの設置等支援（再掲）
- (9) 街頭防犯カメラの設置推進（再掲）

6
各種指針の周知・運用

- (1) 「防犯の視点を取り入れた環境の整備に関する指針」の周知・運用

3 | 施策取組

第 1

防犯意識の高揚を図るための活動

1 多様な情報伝達手法、媒体の活用

市民の防犯への意識高揚を図り、地域における防犯活動への理解促進を図るため、身近な犯罪等に関する情報提供を行うとともに、防犯に関する啓発・広報を行います。情報提供・啓発にあたっては、インターネットや広報誌等の多様な媒体を活用し、市民各層に広く伝わるように努めます。

| 項目 | 内容 | 所管部署 |
|---------------------------------------|---|------------------|
| (1)ホームページによる情報提供 | 市内の犯罪発生状況、特殊詐欺、ひったくり被害などの防犯に関わる様々な情報をホームページで提供し、防犯に関する最新の情報に接する機会を増やします。 | 市民生活安全課 |
| (2)防犯ガイドブックの配布 | 身近に起こる犯罪から身を守るための対処法や、地域における取組等を記載した防犯ガイドブックを、キャンペーン等で配布するとともに、区役所等公共施設に配置することで、防犯に関する意識を高めます。 | 市民生活安全課 |
| (3)防犯啓発放送（防災行政無線）の実施 | 特殊詐欺や不審な電話等が多発している日は、警察からの依頼により緊急的な防災行政無線による注意喚起を行います。そして、地域の目で子どもたちを守るため、小学校の学校休業日（給食実施日）に、低学年の児童の下校時間に合わせて、防災行政無線を利用して見守りを呼びかける防犯啓発放送を行います。 | 市民生活安全課 健康教育課 |
| (4)自転車盗防止のための広報・啓発活動の推進 | 自転車盗防止の横断幕・懸垂幕を駐輪場に掲出し、また、自転車安全利用などのキャンペーンにおいて啓発品等の配布などの啓発活動を行います。 | 市民生活安全課 |
| (5)公用車への防犯ステッカーの掲示 | 市内を巡回する公用車に防犯を呼びかけるステッカーを掲示し、犯罪の抑止と市民への啓発を図ります。 | 市民生活安全課 |
| (6)さいたま市学校安心メールの運用 | 市立小・中・特別支援学校の児童生徒の安全・安心のために、市教育委員会及び学校が災害・犯罪・不審者情報などを保護者等にメールで配信します。 | 教育研究所 |
| (7)さいたま市犯罪・防犯情報の住民提供等に関する協定による情報提供の実施 | 市民生活の安全・安心を図るため、埼玉県警察及び自治会と連携し、防災行政無線等により地域住民に対する犯罪・防犯情報の提供及び注意喚起を行います。 | 市民生活安全課 |
| (8)再犯防止の推進 新規 | 犯罪や非行をした人が、必要な支援につながるよう、地域の再犯防止に資する相談窓口を掲載したリーフレットを配布します。 | 福祉総務課 |

2 子ども、高齢者、女性に対する啓発活動の推進

犯罪に巻き込まれやすい子どもが自らを犯罪から守りやすいよう、防犯教育等の充実を図ります。また、高齢者、女性等がひったくりや特殊詐欺等の犯罪の被害にあわないよう、啓発や情報提供等を行います。学校や地域にも多様な情報提供、啓発活動を実施し、犯罪に対する注意喚起を行い、犯罪弱者と呼ばれる層の防犯力の向上を図ります。

| 項目 | 内容 | 所管部署 |
|-----------------------------|--|----------------------|
| (1)防犯教室の推進 | 子どもの犯罪被害を防止するため、各警察署等と連携し、不審者に遭遇したときの対処のしかた等について学ぶ「防犯教室」の実施を推進します。 | 健康教育課 |
| (2)地域安全マップの更新 | 子どもたちが、地域の理解を深め、犯罪に巻き込まれることを防止するため、PTA、自治会、青少年育成会等と協力し小学校で通学路における危険箇所等を明示した地域安全マップを作成します。 | 健康教育課 |
| (3)不審者情報等の各学校への配信 | 学校や埼玉県警察から提供された不審者情報等について、各学校に配信し、児童生徒及び保護者等への注意喚起を図ります。 | 健康教育課 |
| (4)特殊詐欺等防止のための啓発活動等の実施 | 高齢者等が、特殊詐欺等の犯罪に巻き込まれることを防止するため、手口の変化や巧妙化などをホームページや市報などに掲載し、注意喚起を図ります。また、自動通話録音装置の配布などにより被害防止に努めます。 | 市民生活安全課 |
| (5)高齢者等への消費者被害防止のための啓発活動の実施 | 高齢者等が、投資詐欺や住宅リフォーム関連の悪質商法等の消費者被害にあわないよう、本人を対象とした啓発活動に加え、高齢者に日頃接する人への啓発・教育を実施し、注意喚起を図ります。 | 消費生活総合センター |
| (6)交通教育指導員による防犯指導の実施 | 小学生や高齢者を対象とした交通安全教室の中で、交通教育指導員（警察OB・OG）が自転車盗防止の啓発などの防犯指導を行います。 | 市民生活安全課 |
| (7)女性を犯罪から守るための対策の推進 | 女性を狙った犯罪から身を守るための対処法などの広報・啓発活動を行い、日頃の防犯意識について注意喚起を図ります。 | 市民生活安全課 |
| (8)防犯フェアの開催 | 警察や関係団体と連携しながら、子ども向けの啓発イベントを開催し、幅広い世代に向けて防犯に関する意識の向上を図ります。 | 北区総務課 |
| (9)親子防犯教室の開催 | 小学生及びその保護者を対象に、体験型の防犯教室を実施します。 | 北、中央、桜、浦和、南、緑、岩槻区総務課 |
| (10)保育所・幼稚園と連携した特殊詐欺啓発事業の実施 | 保育所、幼稚園等の児童に「詐欺被害防止ぬり絵」を塗ってもらい、完成品を親族、特に祖父母にプレゼントしてもらうことで特殊詐欺被害を防止します。 | 大宮区総務課 |

3 キャンペーンやイベントの積極的な実施

多くの市民が集まるキャンペーンやイベントを積極的に実施し、犯罪の発生状況や防犯の取組状況等を分かりやすく伝えていくことで、広く市民各層の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯知識の向上を図ります。

| 項目 | 内容 | 所管部署 |
|----------------------------|--|---------|
| (1)防犯・暴力排除・交通安全市民大会の開催 | 市民の防犯意識を高めるため、防犯・暴力排除・交通安全市民大会を開催し、地域防犯活動の功労者表彰や講演会等を実施します。 | 市民生活安全課 |
| (2)各区防犯事業等の実施 | 防犯意識の向上を図るため、各区において、区民参加による防犯事業や、防犯活動に対する講演会・講習会を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・西区防犯のつどい ・北区防犯フェア ・見沼区防犯講演会 ・中央区防犯講演会 ・中央区区民まつり（防犯クイズラリー） ・南区防犯講演会 ・防犯の集い（岩槻区）等 ・北区防犯デー ・北区防犯講習会 ・大宮区安全・安心のつどい ・浦和区防犯講演会 ・緑区地域安全講演会 | 各区総務課 |
| (3)青少年健全育成・非行防止キャンペーンの実施 | 青少年の健全育成と非行防止の市民への啓発を図るため、子供・若者育成支援強調月間に、各区で開催されるイベントにおいて啓発活動を展開します。 | 子ども政策課 |
| (4)万引き防止対策の実施 | 万引きは犯罪であることを啓発し、誰も万引きに手を染めることがないように、埼玉県警察等と連携して、万引き防止対策に取り組みます。 | 市民生活安全課 |
| (5)自転車盗難防止キャンペーンの実施 | 自転車盗難を防止することを目的として、毎月26日を大宮区内自転車ツー・ロック促進デーとして、大宮駅周辺公共駐輪場を中心に、カギかけ及びツー・ロック促進キャンペーンを大宮区総務課が、大宮警察署生活安全課、大宮区安全なまちづくり協議会、都市整備公社、市民生活安全課及び自転車まちづくり推進課等の協力のもと実施します。 | 大宮区総務課 |
| (6)特殊詐欺被害防止キャンペーンの実施 新規 | 特殊詐欺被害防止の意識醸成や注意喚起を図ることを目的として、埼玉県警察等と連携し街頭において啓発品の配布などのキャンペーンを実施します。 | 市民生活安全課 |
| (7)金融犯罪防止セミナーの実施 新規 | 特殊詐欺をはじめとする金融犯罪の増加を受け、安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、銀行・警察と協働して特殊詐欺被害防止のためのセミナーを実施します。 | 市民生活安全課 |
| (8)犯罪被害者等支援啓発活動の実施 新規 | 犯罪被害者週間（「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間）において、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について理解を深めるための啓発活動を実施します。 | 市民生活安全課 |

4 犯罪被害者等支援の実施

令和3年4月から、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって市民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とした「さいたま市犯罪被害者等支援条例」が施行されました。条例に則り、犯罪被害者等に対し、相談及び情報の提供や支援を行うとともに、市民等が犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深めるための啓発活動を実施します。

| 項目 | 内容 | 所管部署 |
|--|---|---------------|
| (1)犯罪被害者等相談の実施 | 犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪等により害を被ったことにより直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を実施します。 | 市民生活安全課 |
| (2)犯罪被害者等への支援の実施 新規 | 犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図り、また、再び日常生活を円滑に営むことができるようにするため、見舞金の支給等の支援事業を実施します。 | 市民生活安全課 |
| (3)犯罪被害者等支援セミナーの実施 新規 | 犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深めるため、市民向けのセミナーを実施します。 | 市民生活安全課 |
| (4)犯罪被害者等支援啓発活動の実施 【第1-3-(8)再掲】 新規 | 犯罪被害者週間(「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間)において、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について理解を深めるための啓発活動を実施します。 | 市民生活安全課 |
| (5)交通事故相談の実施 | 交通事故にあわれた方に対して、損害賠償請求や示談・和解に関することなど、専門の相談員による相談を実施します。 | 大宮区 くらし応援室 |

第2

自主的な防犯活動の推進

1 地域における防犯力の強化

地域における防犯力の強化に向けて、自主的な地域防犯活動を行う団体等への支援などを充実させます。また、市内を巡回しながら業務を行う事業者等に地域の防犯の取組への協力を働きかけていきます。

安心で安全なまちづくりには、地域コミュニティの活性化が重要となりますが、地域の間人関係の希薄化等や従来の地域活動の主要な担い手の高齢化が進んでおり、活動も困難になりつつあります。そこで、防犯カメラ等の防犯技術の実装等をはじめ、地域の物的な環境整備の支援を通じて、地域の防犯力の向上を図ります。

| 項目 | 内容 | 所管部署 |
|-------------------------------|--|------------------|
| (1)地域防犯活動助成金の交付 | 安心で安全なまちづくりの実現のため、自主的な地域防犯活動を行う団体に対して、活動に要する経費の一部を助成し、より一層の防犯活動の活性化を図ります。 | 市民生活安全課 各区総務課 |
| (2)地域における防犯カメラの設置支援 | 地域での自主的な防犯活動を補完し、犯罪を防止するため、自治会が設置する防犯カメラ（地域防犯カメラ）について助成金を交付します。 | 市民生活安全課 |
| (3)地域防犯ステーション等の活用 | 地域防犯ステーション等を地域の自主防犯活動拠点として活用し、防犯活動を推進します。 | 市民生活安全課 |
| (4)各区防犯事業等の実施 【第1-3-(2)再掲】 | 防犯意識の向上を図るため、各区において、区民参加による防犯事業や、防犯活動に対する講演会・講習会を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・西区防犯のつどい ・北区防犯フェア ・見沼区防犯講演会 ・中央区防犯講演会 ・中央区区民まつり（防犯クイズラリー） ・南区防犯講演会 ・防犯の集い（岩槻区）等 ・北区防犯デー ・北区防犯講習会 ・大宮区安全・安心のつどい ・浦和区防犯講演会 ・緑区地域安全講演会 | 各区総務課 |
| (5)各区防犯連絡協議会等との連携強化 | 各区防犯連絡協議会等を通じて、区内の防犯に関する情報交換や自主防犯団体相互の連携強化を図ります。 | 各区総務課 |
| (6)警察等関係機関との連携強化 | 警察、さいたま市防犯協会、さいたま市暴力排除推進協議会、その他の関係機関等とともに、防犯に関する施策に連携して取り組みます。 | 市民生活安全課 |
| (7)地域安全協定の推進 | 市内を巡回する電気、ガス、郵便、新聞販売所等事業者、警察との間で締結した地域安全協定に基づいて、地域の安全確認を行うとともに、犯罪情報の連絡体制を整備し、統一したステッカーを貼ってもらうことで、犯罪の抑止と市民への啓発を図ります。 | 市民生活安全課 |

| 項目 | 内容 | 所管部署 |
|-----------------------------------|--|---------|
| (8)高齢者の見守り活動の支援 | 高齢者の在宅生活を支えるために、地区社会福祉協議会が主体となった単身高齢者等への見守り活動や、見守り活動の活性化に向けた研修、啓発事業を支援します。 | 高齢福祉課 |
| (9)商店会の自主的な環境整備活動の支援 | 商店会が自主的に行う商業環境整備の活動を支援するため、環境整備推進員講習の実施、推進員証の交付、パトロール備品の貸与、制服を着用した巡回員によるパトロールへの巡回同行を行います。 | 商業振興課 |
| (10)埼玉サイバーセキュリティ推進会議との連携強化 新規 | サイバー空間における市民の安全と安心を確保するため、埼玉県警察、埼玉大学、埼玉県コンピュータ・ネットワーク防犯連絡協議会等の産・学・官が連携して参加している埼玉サイバーセキュリティ推進会議の定期総会等を通じて、サイバー空間の実態把握、情報共有等に取り組みます。 | 市民生活安全課 |
| (11)自主防犯活動団体へ感謝状の贈呈 新規 | さいたま市内において、自主的な防犯活動を行い安全で安心なまちづくりの推進のために貢献し、その功績が顕著な団体及び模範となる活動を実施している団体に感謝状を贈呈します。 | 市民生活安全課 |
| (12)セーフコミュニティの手法を取り入れた防犯の取組 新規 | より効率的な防犯対策ができるよう、データ（根拠）に基づいた防犯の取組を行い、市民が安全に安心して暮らせるまちづくりを推進します。 | 市民生活安全課 |

2 子どもを見守る取組の強化

子どもの犯罪被害を未然に防止するため、通学路や学校周辺の安全を確保するとともに、防犯資機材を配付します。

また、子どもを見守る地域づくりに向けて、ボランティア活動の促進を図ります。

| 項目 | 内容 | 所管部署 |
|--|--|--------|
| (1)通学路における安全点検の実施 | 児童・生徒の犯罪被害を未然に防止するため、教職員、PTA、地域関係団体等による通学路の安全点検を行います。 | 学事課 |
| (2)青少年育成巡回活動の実施 | 青少年の健全育成を推進するため、青少年育成さいたま市民会議の各地区会において、夏休みや毎月第3金曜日（少年を非行からまもる日）を中心に、地域の巡回活動を行います。また、祭り等においても巡回活動を行います。 | 子ども政策課 |
| (3)防犯ホイッスル・防犯ブザーの配付 | 新入学児童に対して、防犯ホイッスルと防犯ブザーを配付し、常に目立つように首から提げたり、ランドセルに提げたりするような指導をすることで、不審者に遭遇した場合に備えるとともに、抑止効果を高めます。 | 健康教育課 |
| (4)学校警備員の配置 | 市内各小・特別支援学校に警備員を配置し、登下校時の安全確保や校地周辺の警備、来校者のチェック、昇降口・校舎等の巡回警備（学校の実態に応じて）を行うことにより不審者による犯罪を防止します。 | 健康教育課 |
| (5)小学校における防犯ボランティアの推進 | 小学校において、子どもを見守る「防犯ボランティア」を募集します。 | 健康教育課 |
| (6)学校安全ネットワークの推進 | 子どもを不審者による犯罪から守るために、学校が中心となり、PTAや地域の諸団体等と連携しながら、多くの人の目で子どもを見守る「学校安全ネットワーク」を推進し、通学区域全体の安全性を高めます。 | 健康教育課 |
| (7)学校安全ネットワークに関する研修会の実施 | 学校安全ネットワークに関わるボランティアの方々や教職員等を対象とする防犯についての研修会を実施します。 | 健康教育課 |
| (8)青少年健全育成・非行防止キャンペーンの実施 【第1-3-(3)再掲】 | 青少年の健全育成と非行防止の市民への啓発を図るため、子供・若者育成支援強調月間に、各区で開催されるイベントにおいて啓発活動を展開します。 | 子ども政策課 |
| (9)「子ども安全協定」締結事業者の拡大 | 市内において配達・運送等に関わる事業者と、業務中に不審者を目撃した時に、警察及び教育委員会に連絡をいただく「子ども安全協定」を締結します。 | 健康教育課 |
| (10)「ながら見守り」ボランティアの推進 | 早朝及び夕刻の子どもの見守りを一層強化するため、通勤や買い物、散歩を「しながら」子どもたちを見守る、「ながら見守り」ボランティアを募集します。 | 健康教育課 |

3 パトロール、見回りの強化

空き巣等の侵入窃盗やひったくり等の街頭犯罪を抑止するため、行政によるパトロール等を行うとともに、地域の自主的なパトロール、見回り活動に対する支援を行い、監視の目を強化します。

| 項目 | 内容 | 所管部署 |
|-------------------------------|---|------------------|
| (1)地域での自主的な防犯パトロールに対する支援 | 地域で自主防犯パトロールを実施している団体に対して、区内の犯罪発生状況等の情報提供など、効果的な活動のための支援を行います。 | 各区総務課 |
| (2)青色回転灯を搭載した公用車による防犯パトロールの実施 | 児童生徒の下校時間である午後2時から4時頃を中心に、各区において青色回転灯を搭載した公用車による防犯パトロールを実施し、犯罪の抑止を図るとともに、防犯の啓発を推進します。 | 市民生活安全課 各区総務課 |
| (3)廃棄物の不適正処理監視パトロール等の実施 | 廃棄物の不法投棄や不適正処理の防止を図るため、監視パトロールや不法投棄防止看板の設置といった対策を実施するとともに、市民及び事業者の協力を得ながら早期発見及び早期対応を図ります。 | 産業廃棄物 指導課 |
| (4)監視カメラによる不法投棄の監視 | 不法投棄多発地区に監視カメラを設置し、不法投棄の抑止に努めます。 | 産業廃棄物 指導課 |

4 繁華街における自主防犯活動の推進

活気あふれる安心で安全な繁華街づくりを目指し、環境美化を進める地域活動や自主防犯活動の支援等を通じて犯罪を起こさせにくい環境整備を進め、繁華街における犯罪発生の未然防止を図ります。

| 項目 | 内容 | 所管部署 |
|----------------------------------|---|--------|
| (1)大宮駅周辺繁華街環境浄化パトロールの実施 | 大宮駅周辺繁華街をパトロールすることと並行して環境美化活動を行うことにより、大宮駅周辺における犯罪件数の減少や街の環境美化を進め、安全で安心な繁華街づくりを進めます。 | 大宮区総務課 |
| (2)大宮駅周辺環境浄化パトロールの実施 | 県内有数の繁華街である大宮駅周辺において、青少年育成さいたま市民会議による、青少年の非行防止を目的とした巡回パトロールを行います。 | 子ども政策課 |
| (3)市民ボランティアによる違反広告物の撤去 | 違反広告物の除却を行う市民ボランティアを「違反広告物ボランティア撤去員」に任命し、活動の支援を行います。 | 都市計画課 |
| (4)商店会の自主的な環境整備活動の支援【第2-1-(9)再掲】 | 商店会が自主的に行う商業環境整備の活動を支援するため、環境整備推進員講習の実施、推進員証の交付、パトロール備品の貸与、制服を着用した巡回員によるパトロールへの巡回同行を行います。 | 商業振興課 |

5 暴力団排除活動の推進

平成25年4月に、暴力団排除活動の推進により、市民生活の安全と平穏を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とした「さいたま市暴力団排除条例」が施行されました。条例に則り、地域社会から暴力団を排除し、安心して暮らせる安全な地域社会を実現するため、「暴力団を恐れない」、「暴力団に資金を提供しない」、「暴力団を利用しない」ことを3つの柱とし、市民、事業者、行政の連携協力のもと暴力団排除活動を推進します。

| 項目 | 内容 | 所管部署 |
|--------------------------|--|-------------------|
| (1)暴力団排除に係る広報・啓発活動の推進 | 市民及び事業者が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることができるよう、広報・啓発活動や講演会等を行います。 | 市民生活安全課 |
| (2)市の事業における暴力団排除の推進 | 市の事業が暴力団を利することとならないように、市の発注する公共工事、物品資材調達等の公共調達、給付金の給付、公の施設の管理等それぞれの事業ごとに必要な措置を講じ、市の行う事業からの暴力団排除を実施します。 | 市民生活安全課 各所管課 |
| (3)補助金等の交付事務からの暴力団排除の実施 | 補助金等の交付は、暴力団の活動資金として利用されるおそれがあるため、要綱等に排除条項を明記し、暴力団へ公金が渡ることを防ぎます。 | 市民生活安全課 各所管課 |
| (4)公の施設の利用からの暴力団排除の実施 | 公の施設は、暴力団の活動資金獲得などの目的に利用されるおそれがあるため、暴力団排除を実施する必要性があります。 そのため、公の施設の利用から、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することになる利用を排除します。 なお、利用者が暴力団員等であるとの該当性により判断するのではなく、利用目的や内容で判断します。 | 市民生活安全課 各施設所管課 |
| (5)職員への不当な要求に対する措置 | 市民及び事業者と一体となって社会全体で暴力団排除を推進するためには、行政自らが法令を遵守し、その公務の適正さを保つ必要があることから、暴力団員による不当要求行為に対して、統一的な対応方針を定め組織的に対応します。 | 法務・コンプライアンス課 |
| (6)青少年に対する暴力団排除に関する教育の推進 | 青少年の暴力団への加入防止及び暴力団による犯罪の被害防止のため、市立の中学校、高等学校等の生徒に対し暴力団排除に関するリーフレット等の配布などにより、暴力団排除の重要性を認識させるための啓発を行います。 | 市民生活安全課 |

第3

防犯の視点を取り入れた環境の整備

本市では、市民の身近な生活環境へ防犯に配慮した環境設計を取り入れ、総合的に防犯のまちづくりを進めています。今後とも社会の変化や技術の進化に対応しながら、ハード面も含めて安全で快適な環境づくりを進めます。

なお、防犯に配慮した環境設計において、本市では「防犯的な空間形成手法」や「防犯環境設計手法」の考え方を取り入れます。

防犯的な空間形成手法

不審者や犯罪を企図している者等が建物や敷地あるいは会場等の中に侵入することを防ぐために入口や他の侵入経路を限定する考え方。

防犯環境設計(CPTED)^{セブテッド}手法

物理的環境が行動に影響を与え、犯罪を減らすことが可能であるとの信念の下に防犯的な空間を開発することを基本とする考え方。

また、防犯的な空間と防犯環境設計の考え方を展開し、持続的コミュニティを形成する物理的、社会経済的な戦略を開発し、犯罪の機会を減らすべく、管理・設計の両面に配慮する考え方へと発展している。

※CPTED (Crime Prevention Through Environmental Design) : 犯罪が発生する場合、それを企てる者とその対象者(物)があり、さらに犯罪を行いやすい環境があるときに起こるという考え方を踏まえ、その環境を改善し犯行の機会を取り除くもの。

資料：「デザイン・アウト・クライム」(鹿島出版会)

1 防犯に配慮した道路・公園等

道路上での見通し確保、暗がりや人気の少ない道路の対策、繁華街や地域での防犯カメラの設置促進を図ります。公園では、人の目が行き届きやすいようにすること、適切な管理を図ること等により、防犯性の向上を図ります。

| 項目 | 内容 | 所管部署 |
|----------------------------|---|---------------------|
| (1)歩道、防護柵、植栽等の設置による歩車分離の推進 | 道路整備では、交通安全対策として、歩道、防護柵及び植栽等の設置による歩車分離を推進します。 | 道路環境課 道路計画課 |
| (2)適切な植栽の剪定等による見通しの確保 | 植栽は、交通安全対策として、車道と歩道間の見通しが確保できるように配置するとともに、維持管理において適切な剪定を行います。 | 道路環境課 道路計画課 |
| (3)違法駐車、放置自転車等の防止強化 | 市内各駅周辺に放置自転車等監視員を配置し、放置自転車等の防止に努めます。 | 自転車まちづくり推進課 |
| | 自転車等放置禁止区域の歩道上に違法駐車や放置自転車等が多い箇所では、歩車分離を確保するため、交通管理者と協力して取締り・指導強化に努めます。 | 市民生活安全課 |
| (4)地下道等における交通安全対策の実施 | 地下道等では、交通安全対策として、照度や見通しの確保に留意して整備するとともに、維持管理において安全点検を行います。 | 道路環境課 道路計画課 |
| (5)公衆街路灯の設置 | 夜間の犯罪等の防止及び交通事故防止を図るため、公衆街路灯を設置します。 | 市民生活安全課 |
| (6)商店街街路灯の設置支援 | 商店街の賑わいの創出や顧客の利便性向上を目的として、街路灯など共同施設整備を行う商店街に支援を行います。 | 商業振興課 |
| (7)環境美化活動等の実施 | 快適な生活環境を確保し、「安心・安全できれいなまちづくり」を推進するため、「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」に基づく環境美化重点区域・路上喫煙禁止区域における施策の重点実施のほか、地域での環境美化活動の実施に関する啓発活動を行います。 | 資源循環政策課 |
| (8)公園周縁部における見通しの確保 | 公園周縁部では、各公園の特性に合わせ、周辺からの見通しの確保を考慮し、植栽や施設の配置等の計画、整備及び管理を行います。 | 都市公園課 北部/南部公園整備課 |
| (9)公園内における死角の除去 | 公園では、死角ができないように、植栽や施設（ベンチや遊具等）の配置等の整備及び管理を行います。 | 都市公園課 北部/南部公園整備課 |
| (10)公園内における照明灯の適切な配置と照度の確保 | 公園内では、各公園の特性に合わせ、夜間の適切な照度が確保できるように、照明の増設や灯具の改善、配置換え等を行います。 | 都市公園課 北部/南部公園整備課 |

| 項目 | 内容 | 所管部署 |
|----------------------------------|---|---------------------|
| (11)公園出入口の車止めの設置 | 公園内への車両等の侵入を抑制するため、新設の公園では公園出入口に車止めを設置します。また、既存の公園では、必要に応じて公園出入口に車止めを設置し、改修します。 | 都市公園課 北部/南部公園整備課 |
| (12)公園における管理者の巡視等 | 大規模公園等で、管理事務所に指定管理者が常駐している公園では、指定管理者による園内巡視を実施します。また、街区公園等においては、遊具等の日常点検と併せて巡回を行い、監視性を高めます。 | 北部/南部公園整備課 |
| (13)住民と協働した公園の管理の実施 | 自治会など地域住民による公園の管理は、公園に対する愛着心の高まり、清潔さの維持及び監視性の向上が図られるため、住民と協働した公園管理を実施します。 | 北部/南部公園整備課 |
| (14)公共工事現場における仮囲い等の一部可視化 | 公共工事現場で仮囲い等を設置する際、必要に応じ現場内外を見通すことが出来るよう仮囲い等の一部可視化をします。 | 各工事所管課 |
| (15)地域における防犯カメラの設置支援【第2-1-(2)再掲】 | 地域での自主的な防犯活動を補完し、犯罪を防止するため、自治会が設置する防犯カメラ（地域防犯カメラ）について助成金を交付します。 | 市民生活安全課 |
| (16)商店街における防犯カメラの設置等支援 | 商店街のにぎわいの創出や顧客の利便性の向上を目的として、防犯カメラなど共同施設整備を行う商店街に補助を行います。 | 商業振興課 |
| (17)街頭防犯カメラの設置推進 | 駅前広場における犯罪の防止を図ることを目的として、防犯カメラ（街頭防犯カメラ）を設置します。 | 市民生活安全課 |

2 防犯に配慮した駐車（輪）場

本市では、自転車盗等が多く発生しており、その多くが駐車（輪）場で発生しています。人目が行き届き、防犯性に配慮された駐車（輪）場の整備を図ります。

| 項目 | 内容 | 所管部署 |
|-------------------------------------|---|-------------|
| (1) 駐車（輪）場周縁部における見通しの確保 | 市の各施設及び市営の駐車（輪）場の周縁部では、各駐車（輪）場の特性に合わせ、周辺からの見通しの確保を考慮し、整備及び管理を行います。 | 各施設整備・管理所管課 |
| (2) 駐車（輪）場内における死角の除去 | 市の各施設及び市営の駐車（輪）場内では、各駐車（輪）場の特性に合わせ、場内に死角ができないよう考慮し、整備及び管理を行います。 | 各施設整備・管理所管課 |
| (3) 駐車（輪）場における管理人の配置及び自動ゲートシステム等の設置 | 市の各施設及び市営の駐車（輪）場では、各駐車（輪）場の特性に合わせ、管理上必要な場合、管理人を配置し、また、自動ゲートシステム等を設置します。 | 各施設整備・管理所管課 |
| (4) 駐車（輪）場における監視カメラの設置 | 市の各施設及び市営の駐車（輪）場では、各駐車（輪）場の特性に合わせ、管理上必要な場合、監視カメラを設置します。 | 各施設整備・管理所管課 |
| (5) 駐車（輪）場における利用マナーの啓発 | 市の各施設及び市営の駐車（輪）場では、利用者のマナーを向上させるため、利用者に対して掲示物等で意識啓発を図ります。 | 各施設整備・管理所管課 |

3 防犯に配慮した住宅等

防犯性能に優れた住宅に関する情報提供等を行うとともに、空き地・空き家など管理が行き届いていない場所の指導等を行うことにより、住宅における防犯性の向上を図ります。

| 項目 | 内容 | 所管部署 |
|--|--|--------|
| (1)市営住宅の防犯対策の推進 | 防犯性を高めるため、建替えの際には「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針〔国土交通省〕」をもとに行います。 | 住宅政策課 |
| (2)住まいの防犯対策の啓発 | 住宅の防犯性を高めるため、「住宅防犯診断制度〔埼玉県〕」に関する情報提供を行い、住まいの防犯対策の啓発を図ります。 | 住宅政策課 |
| (3)防犯に配慮した生け垣の普及 | 都市緑化、防災及び防犯の観点から実施されている生け垣の設置が、普及・促進されるよう、助成制度の実施や啓発活動を行います。 | みどり推進課 |
| (4)地区計画における防犯に配慮した垣又はさくの構造の周知 | 地域住民が地区計画制度を活用する際、防犯に配慮した垣又はさくの構造とするよう検討を促します。 | 都市計画課 |
| (5)市街地開発事業等の施行者に対する「防犯の視点を取り入れた環境の整備に関する指針」の周知 | 市街地開発事業等の施行者に対し、防犯に配慮したまちづくりを進めるための方法等を示した「防犯の視点を取り入れた環境の整備に関する指針」の周知を行います。 | 市街地整備課 |
| (6)放火防止対策の推進 | 放火による火災の発生を予防するため、放火されないまちづくりへの取組について普及啓発を行います。 | 予防課 |
| (7)空き地の管理に関する管理者への指導 | 空き地における「ごみの散乱」、「雑草の繁茂」等の情報を受けた場合は、犯罪行為の場となる可能性があるため、くらし応援室と連携し、管理者に対して、適正な管理を行うよう指導します。 | 環境総務課 |
| | 空き地における枯草の放置等の情報を受けた場合は、出火防止を図るため、くらし応援室と情報共有しながら、管理者に対し枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去、その他火災予防上必要な措置を講じるよう指導します。 | 予防課 |
| (8)空き家の不審利用等の防止に関する管理者への指導 | 空き家の不審利用等の情報を受けた場合は、犯罪企図者が侵入する可能性があるため、くらし応援室と連携し、管理者に対して、「確実な施錠」等の適正な管理を行うよう指導します。 | 環境総務課 |
| | 空き家の不適正管理の情報を受けた場合は、放火、火遊び等による火災を防止するため、くらし応援室と情報共有しながら、管理者に対し施錠等の侵入防止措置、その他火災予防上必要な措置を講じるよう指導します。 | 予防課 |

4 防犯に配慮した学校・保育施設・通学路

防犯に配慮した学校施設や保育施設、通学路の整備を図るとともに、施設の適切な管理を推進することにより、防犯性の向上を図ります。

| 項目 | 内容 | 所管部署 |
|---------------------------------|---|---------|
| (1)「学校施設整備指針（文部科学省）」に基づく施設整備の実施 | 学校の建設及び大規模な改修や改築にあたっては、学校や地域の特性を踏まえつつ、国の学校施設整備指針に基づき、計画段階から防犯の観点を組み込み、経済性に留意した施設整備を推進します。 | 学校施設整備課 |
| (2)学校周囲の門・囲障等の整備の推進 | 学校周囲の老朽化した門・囲障等は、防犯及び防災等の観点から整備を推進します。 | 学校施設管理課 |
| (3)学校施設における安全点検の実施 | 各学校で作成した安全点検リストをもとに実施している安全点検を、今後も継続して実施します。 | 健康教育課 |
| (4)保育園への防犯器具等の配備推進 | 保育園の防犯性を高めるため、カメラ付きインターホンや死角をカバーする防犯カメラの設置、警備会社へのホットライン等の整備を行います。 | 保育課 |
| (5)通学路における安全な環境整備の推進 | 通学路については、防犯力を高めるため、「防犯に配慮した学校・保育施設・通学路の整備等に関する指針」に基づき、交通安全及び道路環境の観点からも必要な整備を推進します。 | 学事課 |
| (6)通学路における安全点検の実施【第2-2-(1)再掲】 | 児童・生徒の犯罪被害を未然に防止するため、教職員、PTA、地域関係団体等による通学路の安全点検を行います。 | 学事課 |
| (7)「子どもひなん所110番の家」の設置と交流の促進 | 防犯に対する地域の連携を強化するため、学校、保護者、地域等の連携・協力により「子どもひなん所110番の家」の設置や見直しを促進します。 また、各種学校行事により「子どもひなん所110番の家」協力者と子どもの交流を促進します。 | 健康教育課 |

5 防犯に配慮した繁華街

繁華街は、不特定多数の人・物が集中することで、特有の環境を持っているため、犯罪企図者が行動しやすい状況にあります。そこで、犯罪の発生を抑止する環境づくりを行うことにより、繁華街の防犯性の向上を図ります。

| 項目 | 内容 | 所管部署 |
|---|---|---------|
| (1)公衆街路灯の設置 【第3-1-(5)再掲】 | 夜間の犯罪等の防止及び交通事故防止を図るため、公衆街路灯を設置します。 | 市民生活安全課 |
| (2)商店街街路灯の設置 支援 【第3-1-(6)再掲】 | 商店街の賑わいの創出や顧客の利便性向上を目的として、街路灯など共同施設整備を行う商店街に支援を行います。 | 商業振興課 |
| (3)大宮駅周辺繁華街環境 浄化パトロールの実施 【第2-4-(1)再掲】 | 大宮駅周辺繁華街をパトロールすることと並行して環境美化活動を行うことにより、大宮駅周辺における犯罪件数の減少やまちの環境美化を進め、安全で安心な繁華街づくりを進めます。 | 大宮区総務課 |
| (4)大宮駅周辺環境浄化 パトロールの実施 【第2-4-(2)再掲】 | 県内有数の繁華街である大宮駅周辺において、青少年育成さいたま市民会議による、青少年の非行防止を目的とした巡回パトロールを行います。 | 子ども政策課 |
| (5)大規模小売店舗への 防犯の取組の普及・ 啓発 | 大規模小売店舗の事業者等に対し、店舗等の防犯力を高めるため、「防犯の視点を取り入れた環境の整備に関する指針〔公共的空間（自動車駐車場、自転車駐車場）、繁華街〕」の周知を行います。 | 商業振興課 |
| (6)商業環境整備活動へ の支援 | 商店会が自主的に行う商業環境整備の活動を支援するため、環境整備推進員講習の実施、推進員証の交付、パトロール備品の貸与、制服を着用した巡回員によるパトロールへの巡回同行を行います。 | 商業振興課 |
| (7)地域における防犯カ メラの設置支援 【第2-1-(2)再掲】 | 地域での自主的な防犯活動を補完し、犯罪を防止するため、自治会が設置する防犯カメラ（地域防犯カメラ）について助成金を交付します。 | 市民生活安全課 |
| (8)商店街における防犯 カメラの設置等支援 【第3-1-(16)再掲】 | 商店街のにぎわいの創出や顧客の利便性の向上を目的として、防犯カメラなど共同施設整備を行う商店街に補助を行います。 | 商業振興課 |
| (9)街頭防犯カメラの設 置推進 【第3-1-(17)再掲】 | 駅前広場における犯罪の防止を図ることを目的として、防犯カメラ（街頭防犯カメラ）を設置します。 | 市民生活安全課 |

6 各種指針の周知・運用

| 項目 | 内容 | 所管部署 |
|-----------------------------------|---|-------------|
| (1)「防犯の視点を取り入れた環境の整備に関する指針」の周知・運用 | 防犯に配慮した環境整備を推進するため、「防犯の視点を取り入れた環境の整備に関する指針」により道路、公園、駐車（輪）場、住宅、学校・保育施設・通学路及び繁華街の整備、管理等を行います。 | 各施設整備・管理所管課 |



資料：「安全・安心まちづくりハンドブック」（ぎょうせい）より作成

第5章

計画の推進

- 1 推進体制
- 2 計画の進捗評価と見直し

1 | 推進体制

(1) 計画の推進

◆計画推進に向けた各主体の責務・役割

推進条例第4条から第7条に、市、市民、事業者、土地建物所有者等の責務が記載されています。各主体がその責務に応じた取組ができるよう、また、各主体が相互に連携、協力して取組を推進できるように、各責務・役割の周知を図ります。

各主体の責務・役割

○ 市の責務

市は、防犯のまちづくりを推進するための必要な措置を講ずるとともに、推進体制の整備、充実を図り、自主防犯活動団体に対する財政措置等の支援、犯罪情報や防犯情報の提供、資機材の配付、活動場所の確保等に努めます。

○ 市民の役割

市民は、日常生活における自らの必要な防犯措置を講じるとともに、地域における防犯のまちづくりに関する活動に自主的に取り組むよう努めなければなりません。

市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という認識を持つとともに、自らが暮らす地域の安全を確保するため、地域住民が協力し合って、犯罪の機会を減らす「防犯のまちづくり」を推進する必要があります。

○ 事業者の役割

事業者は、事業者が所有又は管理する施設及び事業活動に関し、自ら防犯のまちづくりのために必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

事業者は、商店街や大型店舗など、その事業を市内で行っていることに対する責任者として、自主的な防犯活動や地域安全協定などの協力が必要です。

○ 土地建物所有者等の役割

土地建物所有者等は、土地建物所有者等が所有又は管理する土地若しくは建物その他の工作物に関し、自ら防犯のまちづくりのために必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

都市型犯罪の発生は、駐車（輪）場、建物の構造等とも密接に関係しており、周囲からの見通しの確保、柵等の物理的な障壁の設置等により、「監視性」や「領域性」による犯罪抑止効果が期待できます。また、空き家や空き地は、犯罪者の隠れ場所や進入路等として利用される可能性があるほか、空き家では放火の危険性もあるため、適切な管理が必要です。

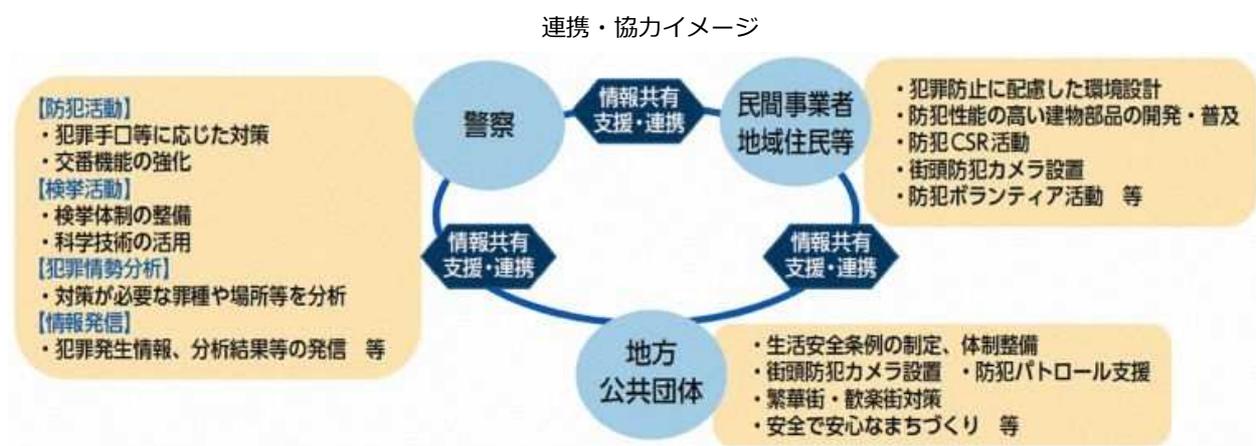
このことから、犯罪を起させにくい環境の整備には、駐車（輪）場や建物等の土地建物所有者等の協力が必要です。

(2) 連携体制

本計画は、ソフト（人的）、ハード（物的）両面から犯罪を起こさせにくい環境づくりを行うまちづくり計画です。

計画の実効性を高めていくためには、市の多様な分野のまちづくり施策に防犯の視点を組み込んでいくことが重要となります。そこで、庁内横断的な推進体制を整備します。

また、行政、市民、事業者、土地建物所有者、警察等が相互に連携・協力していくことが重要となります。そこで、市民や関係機関等との情報共有、連携を図ります。その一環として、各区に市民、事業者、防犯関係機関等で構成する防犯連絡協議会（名称は一部区で異なる）を設置しています。防犯連絡協議会を地域レベルでの防犯活動の中核機関と位置づけて、連携・協働による地域密着型の取組の推進を図ります。



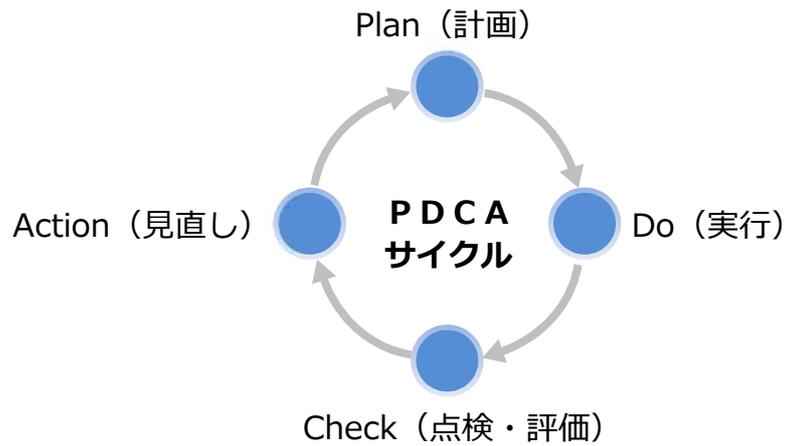
出典：平成30年警察白書

2 | 計画の進捗評価と見直し

計画を着実に推進していくため、PDCAサイクル（Plan：計画－Do：実施－Check：点検・評価－Action：見直しのサイクル）に基づいて進捗管理を行い、評価と見直しを実施します。

なお、本市及び国・県等の政策動向、社会経済動向に応じて必要が生じた場合、計画期間の途中においても見直しを行います。

PDCAサイクルによる計画の進捗管理





参考資料

- 1 計画策定の経過
- 2 さいたま市防犯のまちづくり推進条例
- 3 防犯の視点を取り入れた環境の整備に関する指針について

1 計画策定の経過

| 月日 | 事項 | 内容 |
|--------------------------|-----------------------------|---------------------------------|
| 令和5年 4月25日 | 埼玉県警察へのデータ照会 | 第4次計画検討に向けた本市における犯罪情報等データ提出について |
| 6月6日 | 桜区防犯連絡協議会 | 第4次計画の策定について |
| 6月12日 | 浦和区防犯ネットワーク協議会 (書面開催) | 第4次計画の策定について |
| 6月15日 | 緑区防犯推進実行委員会 | 第4次計画の策定について |
| 6月30日 | 岩槻区防犯連絡協議会 | 第4次計画の策定について |
| 7月7日 | 見沼区防犯連絡協議会 | 第4次計画の策定について |
| 7月10日 | 大宮区安全なまちづくり協議会 | 第4次計画の策定について |
| 8月4日 | 第4次計画の策定にかかる全庁調査 | 第3次計画の施策の進捗状況及び第4次計画の取組内容について |
| 9月5日 | 中央区防犯協議会 | 第4次計画の策定について |
| 9月22日 | 南区防犯パトロール協議会 (資料配布) | 第4次計画の策定について |
| 9月26日 | 西区安心・安全ネットワーク協議会 | 第4次計画の策定について |
| 10月23日 | 北区防犯連絡協議会 | 第4次計画の策定について |
| 10月26日 | 南区自治会連合会理事会 (9月22日の補足説明) | 第4次計画の策定について |
| 12月22日～ 令和6年 1月25日 | パブリック・コメント | 第4次計画(素案)への意見募集 |

2 さいたま市防犯のまちづくり推進条例

平成18年3月23日

条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、防犯のまちづくりの基本理念を定め、市、市民、事業者及び土地建物所有者等の責務を明らかにするとともに、防犯のまちづくりを推進するために必要な事項を定め、もって安全で安心な住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2)事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (3)土地建物所有者等 市内に所在する土地若しくは建物その他の工作物を所有し、又は管理する者をいう。
- (4)市民等 市民、事業者及び土地建物所有者等を言う。
- (5)関係機関 市の区域を管轄する警察機関及び市内において防犯に関する活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 防犯のまちづくりは、市、市民等及び関係機関が、自分たちの地域は自分たちで守るという防犯の連帯意識のもとに、それぞれの役割を果たしつつ協働し、地域社会において犯罪を誘発する機会を除去することにより、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを行うことを基本理念として、推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、次に掲げる事項について、防犯のまちづくりに関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1)防犯意識の高揚を図るための活動に関すること。
 - (2)自主的な防犯活動の推進に関すること。
 - (3)防犯の視点を取り入れた環境の整備に関すること。
 - (4)前3号に掲げるもののほか、防犯のまちづくりを推進するために必要な事項に関すること。
- 2 市は、防犯のまちづくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項に十分配慮するものとする。
- (1)犯罪の被害に遭いやすい子ども、高齢者等の安全の確保
 - (2)繁華街等の地域の実情及び特性に応じた安全性の向上

3 市は、防犯のまちづくりを推進するための必要な措置を講ずるとともに、推進体制を整備し、及びその充実を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において自らの必要な防犯措置を講ずるとともに、地域における防犯のまちづくりに関する活動に自主的に取り組むよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業者が所有又は管理する施設及び事業活動に関し、自らの必要な防犯措置を講ずるとともに、防犯のまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(土地建物所有者等の責務)

第7条 土地建物所有者等は、基本理念にのっとり、土地建物所有者等が所有又は管理する土地若しくは建物その他の工作物に関し、自らの必要な防犯措置を講ずるとともに、防犯のまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地建物所有者等は、市が実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(協働体制の構築及び充実)

第8条 市、市民等及び関係機関は、相互に緊密な連携を図り、防犯のまちづくりを推進するための協働体制の構築及び充実に努めなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(条例の見直し)

2 市は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じてこの条例について見直しを行うものとする

3 防犯の視点を取り入れた環境の整備に関する指針について

「さいたま市防犯のまちづくり推進条例」では、防犯のまちづくりを進めるにあたり、市、市民、事業者等が努める責務を定めており、各々は、基本理念にのっとり、各施策に係る取組に協力し、防犯のまちづくりを推進する必要があると掲げています。このため、ハード的側面である「防犯の視点を取り入れた環境の整備」にあたっては、それぞれが配慮すべき事項を具体的にまとめ、活用される指針の策定が必要となります。

そこで、CPTED（防犯環境設計）手法に基づいた「防犯の視点を取り入れた環境の整備に関する指針」を策定します。

防犯の視点を取り入れた環境の整備に関する指針策定の経緯

平成17年9月、マニフェスト事業として「まちづくりにCPTED（環境デザインによる防犯予防）手法を導入するガイドラインの検討」が位置付けられ、平成20年3月に「CPTED（防犯環境設計）手法を導入した防犯のまちづくり検討基礎調査報告書」を都市局において作成した。

そののち、平成20年度の「さいたま市防犯のまちづくり推進計画（第1次計画）」策定にあたり、「第3 防犯の視点を取り入れた環境の整備」にCPTED（防犯環境設計）手法を取り入れた。

※CPTED（Crime Prevention Through Environmental Design）：犯罪が発生する場合、それを企てる者とその対象者（物）があり、さらに犯罪を行いやしい環境があるときに起こるという考え方を踏まえ、その環境を改善し犯行の機会を取り除くもの。

防犯の視点を取り入れた環境の整備に関する指針

1 目的

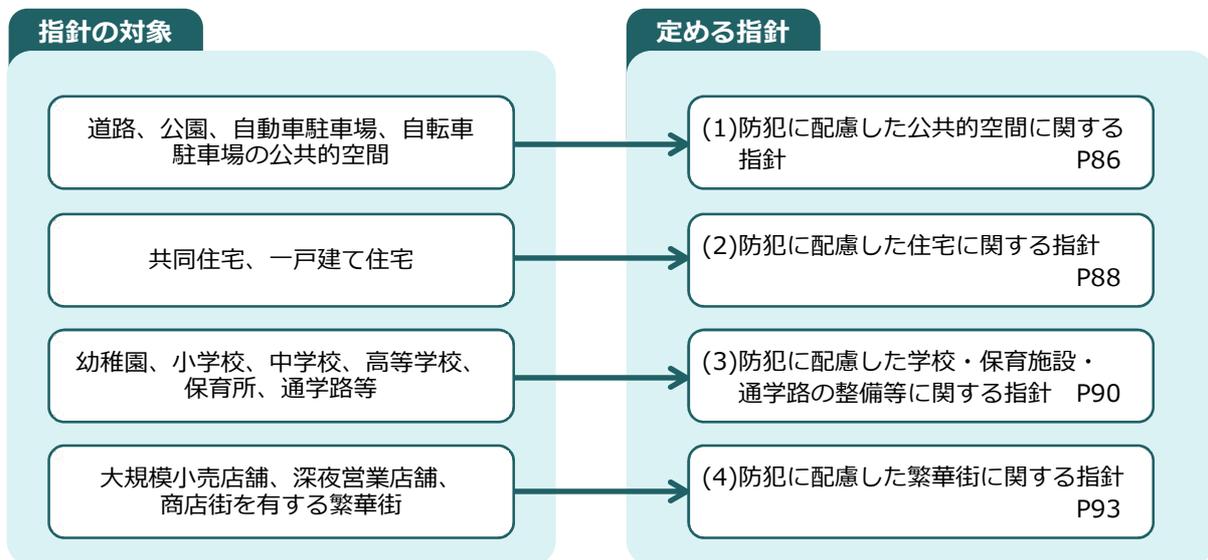
この指針は、さいたま市防犯のまちづくり推進条例（平成18年さいたま市条例第24号）第4条の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場、自転車駐車場、住宅、学校・保育施設・通学路及び繁華街において、犯罪の防止に配慮した構造、配置、設備、管理等に関する防犯上の事項を示すことにより、犯罪の起こりにくい環境整備を促進することを目的とする。

2 基本原則

指針で示す内容は、市、市民及び事業者等が、防犯の視点を取り入れた環境の整備を進める中で配慮すべき事項及び具体的な手法をまとめたもので、法令、条例等の規定に優先するものではなく、全ての場合に一律に適用されるものではない。また、指針により何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。

3 指針の構成

指針の対象は、さいたま市の防犯上の課題を考慮して、主に防犯の視点を取り入れた環境の整備が必要な道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の公共的空間、住宅、学校・保育施設・通学路及び繁華街とし、その対象ごとに、「防犯に配慮した公共的空間に関する指針」（道路、公園、自動車駐車場、自転車駐車場）、「防犯に配慮した住宅に関する指針」、「防犯に配慮した学校・保育施設・通学路の整備等に関する指針」、「防犯に配慮した繁華街に関する指針」を定める。



4 指針の概要

防犯の視点を取り入れた環境の整備に関する4つの指針について、その概要を以下に示す。

- (1) 防犯に配慮した公共的空間に関する指針
道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の設置者、管理者等（関係する行政機関、民間事業者、市民等）に対して、防犯に配慮した構造、配置等に関する事項を示すことにより、防犯性の高い道路等の環境整備を促進する。
- (2) 防犯に配慮した住宅に関する指針
住宅（共同住宅、一戸建て住宅）の事業者、所有者、管理者等に対して、防犯に配慮した構造、配置等に関する事項を示すことにより、防犯性の高い住宅の環境整備を促進する。
- (3) 防犯に配慮した学校・保育施設・通学路の整備等に関する指針
学校・保育施設・通学路の設置者、管理者等に対して、防犯に配慮した構造、設備等及び通学路における児童等の安全を確保するために必要な事項を示すことにより、防犯性の高い学校・保育施設・通学路の環境整備を促進する。
- (4) 防犯に配慮した繁華街に関する指針
繁華街における大規模小売店舗、深夜営業店舗、商店街の事業者、管理者等に対して、防犯に配慮した構造、設備等に関する事項を示すことにより、防犯性の高い繁華街の環境整備を促進する。

5 指針の運用

指針の運用にあたっては、交通安全、被災時の避難、バリアフリー、景観との関係に配慮する。

また、法令、条例等や計画上の制約等を検討し、環境を整備する実施主体による対応が困難と判断される項目については、対象から除外することとする。

6 防犯の基本手法

犯罪を防止するため、CPTED（防犯環境設計）手法を踏まえ、次の4つの基本手法から防犯性の向上について検討し、計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

- (1) 被害対象の強化・回避
犯罪の誘発要因の除去や対象物の強化により、被害対象とならないようにする。
- (2) 接近の制御
犯罪企図者が被害対象者及び被害対象物に近づきにくくする。
- (3) 領域性の強化
領域を明確にし、部外者が侵入しにくい環境をつくる。
- (4) 監視性の確保
多くの人の目が届くよう、見通しを確保する。

7 指針の見直し

指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

防犯に配慮した公共的空間に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、さいたま市防犯のまちづくり推進条例（平成18年さいたま市条例第24号）第4条の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場において、犯罪の防止に配慮した構造、配置、設備、管理等に関する防犯上の事項を示すことにより、犯罪の起こりにくい公共的空間の環境整備を促進することを目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 指針の対象

この指針は、市民の日常生活の場として利用される公共的空間（道路、公園、自動車駐車場、自転車駐車場）を対象とする。

(2) 指針の位置づけ

この指針は、設置者及び管理者等が努力すべき道路等の防犯性の向上に係る計画、設計、改善及び整備上の配慮事項を示すものである。

(3) 指針の適用

この指針の適用にあたっては、法令、条例等との関係、計画及び設計上の制約、管理体制の整備状況等に配慮し、対応が困難と判断される項目については除外する。

(4) 施策の推進

この指針に基づく施策の推進にあたっては、市、市民及び事業者との連携及び協力の下に、地域住民等が不安を感じる事案や、公共的空間における犯罪の発生状況、地域住民等の要望等を勘察し、特に防犯対策を講ずる必要性の高い公共的空間から整備を図るよう努めるものとする。

(5) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 公共的空間

1 道路

道路において発生する強盗、ひったくり等の犯罪を防止するため、安全な交通の確保の観点等から必要な範囲内において、犯罪企図者が被害対象者及び被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど以下の事項に配慮する。

(1) 植栽の剪定、見通しを妨げない工作物の配置等による周囲からの見通しの確保

(2) 防護柵、植栽等による歩道と車道との分離

(3) 歩道の夜間における概ね3ルクス以上（5ルクス以上が望ましい）の平均水平面照度の確保（樹木による遮り、汚損等による照度低下を防止するため適切に管理を実施）

(4) 地下道等、犯罪発生の危険性の高い道路における、非常ベル、赤色灯、緊急通報装置等の防犯設備の設置

(5) ハンプ、狭さく等による、身近な生活道路における通過交通車両の交通量及び速度の抑制対策の実施

(6) (1) から (5) の事項を配慮した道路であることの標示

(7) 周辺施設における道路側屋外照明灯の設置、見通し確保のための角地の隅切り、壁面後退等の働きかけ

(8) 地域住民等が道路の清掃活動等に参加できる機会の確保

2 公園

公園内で発生する犯罪を防止するため、犯罪企図者が被害対象者及び被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保する等、以下の事項に配慮する。

- (1) 死角を作らない植栽の適正な配置、剪定等による周囲からの見通しの確保
- (2) 遊具等の適切な選択及び適正な配置による周囲からの見通しの確保
- (3) 光害にも留意し夜間における照明灯等による概ね3ルクス以上の平均水平面照度を目標とする（樹木による遮り、汚損等による照度低下を防止するため、適切に管理を実施）
- (4) 必要に応じて公園内への非常ベル、赤色灯、緊急通報装置等の防犯設備の設置
- (5) 公園内に便所を設置する場合の配慮事項
 - ア 周囲からの見通しが確保された場所への設置
 - イ 建物の出入口付近及び内部における概ね50ルクス以上の平均水平面照度の確保
 - ウ 必要に応じて防犯ベル等の防犯設備の設置
- (6) (1) から (5) の事項を配慮した公園であることの標示
- (7) 地域住民等が公園の清掃活動等に参加できる機会の確保

3 自動車駐車場

自動車駐車場において発生する自動車盗難、車上ねらい等の犯罪を防止するため、犯罪企図者が被害対象者及び被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保する等、以下の事項に配慮する。

- (1) 植栽の剪定、見通しを妨げない工作物の配置等による周囲からの見通しの確保
- (2) 自動車駐車場の外周のフェンス、柵等による周囲との区分
- (3) 見通しが悪く、死角が多い箇所へのミラーの設置
- (4) 駐車用の供する部分における、概ね3ルクス以上、車路の路面における10ルクス以上の平均水平面照度の確保
- (5) 利用者への防犯に関する注意喚起
- (6) 管理人の常駐及び巡回、管理者がモニターする防犯カメラその他の防犯設備の設置
- (7) 自動車駐車場の出入口への自動ゲート管理システム等の設置及び管理人の配置による車両の出入りの管理

4 自転車駐車場

自転車駐車場において発生する自転車盗難等の犯罪を防止するために、犯罪企図者が被害対象者及び被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保する等、以下の事項に配慮する。

- (1) 植栽の剪定、見通しを妨げない工作物の配置等による周囲からの見通しの確保
- (2) 自転車駐車場の外周のフェンス、柵等による周囲との区分
- (3) 見通しが悪く、死角が多い箇所へのミラーの設置
- (4) チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置による自転車の盗難防止対策の実施
- (5) 駐車用の供する部分における、概ね3ルクス以上の平均水平面照度の確保
- (6) 利用者への防犯に関する注意喚起
- (7) 管理人の常駐及び巡回、管理者がモニターする防犯カメラその他の防犯設備の設置

防犯に配慮した住宅に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、さいたま市防犯のまちづくり推進条例（平成18年さいたま市条例第24号）第4条の規定に基づき、住宅の新築及び増築、改築等において、犯罪の防止に配慮した構造、配置、設備、管理等に関する防犯上の事項を示すことにより、犯罪の起こりにくい住宅の環境整備を促進することを目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 指針の対象

この指針は、新築及び増築、改築等される住宅を対象とする。

(2) 指針の位置づけ

この指針は、住宅を設計し、又は建築しようとする事業者及び共同住宅を所有又は管理する者（以下「事業者等」という。）に対し、防犯性の向上に係る計画及び設計上配慮すべき事項等を一般的に示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。

(3) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 住宅

1 共同住宅

共同住宅における侵入窃盗等の犯罪を防止するため、犯罪企図者が敷地内及び住宅内へ侵入しにくいように、以下の事項に配慮する。なお、以下に記載のない事項に関しては、国土交通省の「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」（平成18年4月）に基づき整備するものとする。

(1) 共用通行部分の計画及び設計

- ア 周囲からの見通しを確保する。
- イ 照明は、その場所に応じ、適切な照度を確保する。
- ウ エレベーターは、非常時に、かご内から外部に連絡できるようにする。

(2) 玄関の計画及び設計

- ア 周囲からの見通しを確保する。
- イ 扉は、破壊されないようにする。また、こじ開けられないようにする。
- ウ 扉の錠は、破壊されないようにする。また、解錠されないようにする。
- エ 玄関付近の照明は、適切な照度を確保する。

(3) 窓の計画及び設計

外部からの接近が容易な住戸の窓は、侵入されないようにする。

(4) 屋外施設の計画及び設計

- ア 周囲からの見通しを確保する。
- イ 照明は、その場所に応じ、適切な照度を確保する。
- ウ 上方への足場とならないよう配慮する。

2 一戸建て住宅

一戸建て住宅における侵入窃盗等の犯罪を防止するため、犯罪企図者が敷地内及び住宅内へ侵入できないように、以下の事項に配慮する。

(1) 玄関の計画及び設計

- ア 周囲からの見通しを確保する。
- イ 扉は、破壊されないようにする。また、こじ開けられないようにする。
- ウ 扉の錠は、破壊されないようにする。また、解錠されないようにする。
- エ 玄関付近の照明は、適切な照度を確保する。

(2) 窓の計画及び設計

外部からの接近が容易な住戸の窓は、侵入されないようにする。

(3) 屋外施設の計画及び設計

- ア 周囲からの見通しを確保する。
- イ 照明は、その場所に応じ、適切な照度を確保する。
- ウ 上方への足場とならないよう配慮する。

3 自主防犯体制の確立等

1 及び 2 の事項の他、住宅地としての領域性を高め犯罪企図者が地域内へ入りにくいように、以下の事項に配慮する。

- (1) 自治会、管理組合等を中心とした自主防犯活動の推進
- (2) 警察署との連携による情報の共有等による安全・安心なまちづくりの推進

防犯に配慮した学校・保育施設・通学路の整備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、さいたま市防犯のまちづくり推進条例（平成18年さいたま市条例第24号）第4条の規定に基づき、学校・保育施設・通学路において、児童等の安全を確保するために必要な事項を示すことにより、犯罪の起こりにくい学校・保育施設・通学路の環境整備を促進することを目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 指針の対象

この指針は、学校・保育施設・通学路を対象とする。

ア この指針における学校・保育施設は、次に掲げるものをいう。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校の高等課程、保育所、各種学校及び児童福祉施設

イ この指針における通学路は、次に掲げるものをいう。

学校等の児童等が通園、通学に利用している道路及び児童等が日常に利用している公園等

ウ この指針における児童等は、次に掲げるものをいう。

学校等に通園、通学している幼児、児童及び生徒

(2) 指針の位置づけ

この指針は、学校・保育施設・通学路における安全の確保に係る配慮事項を示すものである。

(3) 指針の適用

この指針の適用にあたっては、法令、条例等との関係、通学路の整備状況、住民の要望等を検討したうえで対応するものとする。

(4) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 学校・保育施設・通学路

1 学校・保育施設

学校・保育施設において、正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入による児童等への犯罪被害を未然に防止し、安全を確保するため、不審者侵入の抑止に必要な施設の整備、複数の避難経路の確保等の以下の事項に配慮する。なお、以下に記載のない事項に関しては、文部科学省の「幼稚園施設整備指針」（令和4年6月）、「小学校施設整備指針」（令和4年6月）、「中学校施設整備指針」（令和4年6月）、「高等学校施設整備指針」（令和4年6月）等に基づき整備するものとする。

(1) 不審者の侵入防止

学校等の設置者又は管理者（以下「設置者等」という。）は、不審者の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防ぐため、必要に応じ、次のような対策の実施に努めるものとする。

ア 出入口の限定、門扉の施錠

- イ 不審者の侵入を禁止する旨の立札、看板等の設置
- ウ 来訪者用の入口及び受付の明示
- エ 来訪者に対する名簿の記入及び来訪証の使用の要請
- オ 来訪者へのあいさつ及び声かけの励行
- カ 不審者の侵入に備えた危機管理マニュアルの作成
- キ 学校等の敷地内及び周辺の定期的な巡回の実施

(2) 施設及び設備の点検整備

設置者等は、不審者侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防止するため、学校施設等の安全点検日を設定し、次のような施設及び設備の点検整備に努めるものとする。

- ア 門扉、フェンス、外灯、施設の出入口、窓、鍵等
- イ 保育室、教室及び職員室の配置等
- ウ 防犯警報装置（警報ベル、ブザー等）、防犯カメラ等の防犯設備
- エ 死角の原因となる障害物等
- オ 避難の妨げとなる障害物等

(3) 児童等に対する防犯教育の充実

設置者等は、児童等が犯罪被害に遭わないための知識を習得し、かつ、様々な危険を予測できる能力を育成するため、防犯教育を計画的に実施するとともに、次のような取組に努めるものとする。

- ア 不審者侵入時における防犯訓練の実施
- イ 地域における危険箇所、子どもひなん所110番の家等の周知
- ウ 誘拐、連れ去り等に遭わないための対処方法等の指導
- エ 「地域安全マップの作成」等、地域社会の安全について、児童等が主体的に学ぶ防犯教室等の実施

(4) 保護者、地域及び関係機関・団体と連携した安全対策

設置者等は、保護者、地域及び関係機関・団体と連携し、児童等の安全を確保するため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- ア 地域、保護者、ボランティア等への学校等の敷地内及び周辺パトロールの依頼
- イ 児童等の登下校時等における保護者、ボランティア等の見守り活動の実施依頼
- ウ 不審者に関する注意喚起の文書等の各家庭への配布、地域での掲示等、速やかな周知体制の整備
- エ 警察官に学校等の周辺のパトロール及び学校等への立ち寄りの依頼
- オ 不審者発見時の警察及び学校等への通報
- カ 子どもひなん所110番の家の設置拡大に向けた関係機関への働きかけ
- キ 休日等における安全の確保
 - (ア) 始業前、放課後、部活動等が行われる休日及び遠足等の活動（以下「休日等」という。）における防犯体制の整備
 - (イ) 休日等の緊急連絡体制の整備

(5) 緊急時に備えた体制整備

設置者等は、学校等の周辺において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合に備えて、危機管理マニュアルを策定するもの

とする。また、地域、警察署、消防署等の関係機関及び団体と連携し、次のような対策について検討し、学校等の実情に応じて必要な対策の実施に努めるものとする。

ア 教職員等の危機管理意識を高めるための研修及び訓練の実施

イ 学校等の周辺において、児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合の保護者への連絡方法の決定

ウ 近隣の学校等間における情報交換体制の整備

エ 学校等の内外における安全確保に関しての警察署、消防署等への協力依頼

2 通学路

(1) 通学路における安全な環境の整備基準

通学路の安全な環境整備の基準は「防犯に配慮した公共的空間に関する指針」によるものとする。

(2) 地域住民との連携

地域住民、事業者、保護者及び学校等の管理者は、自治体及び警察と連携し、児童等の安全を確保するため、通学路において、次のような対策の実施に努めるものとする。

ア 児童等の登下校時の見守り活動及び緊急時の保護活動、その他児童等の安全確保のための活動等の協力体制の確立

イ 児童等に対する犯罪に関する情報の警察への通報、その他児童等の安全確保に関する情報伝達及び交換のシステム並びに情報の内容に応じた対策等の整備

ウ 安全点検の実施及び危険箇所の改善に向けた取組の実施

エ 危険箇所、特に注意を払うべき場所、緊急時に避難できる交番、駐在所、子どもひなん所110番の家等を記載した地図の作成、配布等地域を挙げた児童等に対する安全情報の周知及び注意喚起を図るための取組の実施

防犯に配慮した繁華街に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、さいたま市防犯のまちづくり推進条例（平成18年さいたま市条例第24号）第4条の規定に基づき、繁華街において、犯罪の防止に配慮した構造、配置、設備、管理等に関する防犯上の事項を示すことにより、犯罪の起こりにくい繁華街の環境整備を促進することを目的とする。

2 基本的考え方

(1) 指針の対象

この指針は、大規模小売店舗、深夜営業店舗及び商店街を対象とする。

(2) 指針の位置づけ

この指針は、繁華街における安全の確保に係る配慮事項を示すものである。

(3) 指針の適用

この指針の適用にあたっては、法令、条例等との関係、繁華街の整備状況、住民の要望等を検討したうえで対応するものとする。

(4) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 繁華街

1 大規模小売店舗

大規模小売店舗で発生する犯罪を未然に防止するため、防犯性の向上に必要な以下の事項に配慮する。

- (1) 構造物、物品等の適切な配置等による見通しの確保
- (2) 従業員の防犯意識の向上により警戒活動を強化し、犯罪の起こりにくい領域を確保
- (3) 防犯カメラ、照明設備等の防犯設備の整備
- (4) 防犯マニュアルの作成

2 深夜営業店舗

深夜営業店舗で発生する犯罪を未然に防止するため、防犯性の向上に必要な以下の事項に配慮する。

- (1) 防犯責任者の指定
- (2) 強盗等の犯罪を防止するため、店舗内外の見通しの確保、防犯カメラの設置等の店舗の構造、設備等の点検及び整備
- (3) 店舗内外の常時警戒、来客に対する声かけ等の実施
- (4) 店舗における、現金の金庫への確実な保管、鍵の管理、複数人による現金の輸送等の適切な実施

3 商店街

商店街で発生する犯罪を未然に防止するため、防犯性の向上に必要な以下の事項に配慮する。

- (1) 施設所有者及び管理者による安全及び防犯対策の実施
- (2) 商店街の空き店舗等への侵入による放火、青少年等の溜まり場等の防止のための施錠による適切な管理
- (3) 安心して歩ける商店街に向けた安全パトロールの実施、街路灯の保守点検、必要に応じた修繕等

第4次さいたま市防犯のまちづくり推進計画
令和6年3月

【発行】さいたま市 市民局 市民生活部 市民生活安全課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4
TEL：048-829-1219 FAX：048-829-1969
E-mail：shimin-seikatsu-anzen@city.saitama.lg.jp

